鹿島
KAJIMA CORPORATION

第122期
定時株主総会招集ご通知

日時

2019年６月25日（火曜日）　午前10時

場所

ホテル イースト21東京　１階　イースト21ホール
東京都江東区東陽六丁目３番３号

決議事項

第１号議案　剰余金の処分の件
第２号議案　取締役８名選任の件
第３号議案　監査役１名選任の件
第４号議案　取締役に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件

「スマート行使」と「ネットで招集」で議決権行使が簡単・便利に
パソコン・スマートフォン・タブレット端末からもご覧いただけます。
https://s.srdb.jp/1812/

鹿島建設株式会社
証券コード：1812

目 次

■ 株主の皆様へ …… 2
■ 第122期定時株主総会招集ご通知 …… 3
■ 議決権行使方法についてのご案内 …… 5
■ 株主総会参考書類
第１号議案　剰余金の処分の件 …… 7
第２号議案　取締役８名選任の件 …… 8
第３号議案　監査役１名選任の件 …… 16
第４号議案　取締役に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件 …… 17

(添付書類)
■ 事業報告
１．企業集団の現況に関する事項 …… 19
２．会社の株式に関する事項 …… 34
３．会社役員に関する事項 …… 35
４．会計監査人の状況 …… 40
５．取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
その他業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況 …… 41
■ 連結計算書類
連結貸借対照表 …… 45
連結損益計算書 …… 46
連結株主資本等変動計算書 …… 47
■ 計算書類
貸借対照表 …… 48
損益計算書 …… 49
株主資本等変動計算書 …… 50
■ 監査報告書
連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書　謄本 …… 51
会計監査人の監査報告書　謄本 …… 52
監査役会の監査報告書　謄本 …… 53

(ご参考)
■ 当社グループの主な完成工事 …… 55
■ 技術開発 …… 57
■ トピックス …… 59
■ ESG（環境・社会・ガバナンス）への取り組み …… 61
■ 株主メモ …… 62

株主の皆様へ

代表取締役社長
押　味　至　一

平素は格別のご支援を賜り、厚く御礼申し上げます。

ここに第122期定時株主総会招集ご通知をお届け申し上げます。

当社グループは「鹿島グループ中期経営計画（2018～2020）」に基づき、国内建設事業の競争力向上とグループ全体の収益力強化に重点的に取り組んでおります。当期の業績は、その成果に加えて経営環境が堅調に推移したこと等により、当初計画を上回る高い水準を維持することができました。

本年、当社は創業180年を迎えました。今後も歴史と伝統を受け継ぎながら、変化する経営環境に柔軟に適応し、経営目標の達成と持続可能な成長の実現を目指してまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも何とぞ格別のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

2019年６月

経営理念

全社一体となって，
科学的合理主義と人道主義に基づく
創造的な進歩と発展を図り，
社業の発展を通じて社会に貢献する。

(証券コード 1812)
2019年６月３日

株　主　各　位

東京都港区元赤坂一丁目３番１号
鹿島建設株式会社
代表取締役社長　押　味　至　一

第122期定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。
　さて、当社第122期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。　敬　具

なお、当日ご出席願えない場合は、書面またはインターネット等により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、後述のご案内に従って2019年６月24日（月曜日）午後５時30分までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

記

1. 日　　時　2019年６月25日（火曜日）　午前10時

2. 場　　所　東京都江東区東陽六丁目３番３号
ホテル イースト21東京　１階　イースト21ホール
（末尾の「定時株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

3. 目的事項

報告事項
1. 第122期（2018年４月１日から2019年３月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第122期（2018年４月１日から2019年３月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項

第１号議案　剰余金の処分の件
第２号議案　取締役８名選任の件
第３号議案　監査役１名選任の件
第４号議案　取締役に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件

以　上

株主総会招集に関するご留意事項

1．当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

　なお、代理人によるご出席の場合は、委任状と、本人及び代理人の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。（定款の定めにより、代理人の資格は、当社の議決権を有する他の株主様１名に限らせていただいております。）

2．本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、連結計算書類の「連結注記表」及び計算書類の「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款の定めにより、インターネット上の当社ウェブサイト（https://www.kajima.co.jp/）に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。

　なお、本招集ご通知の添付書類に記載しております連結計算書類及び計算書類は、監査役が監査報告書を、会計監査人が会計監査報告書をそれぞれ作成するに際して監査をした連結計算書類及び計算書類の一部であります。

3．添付書類及び株主総会参考書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（https://www.kajima.co.jp/）に掲載させていただきます。

議決権行使方法についてのご案内

►下記4つの方法がございます。

●株主総会へのご出席

株主総会開催日時 2019年6月25日（火曜日）午前10時

同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、会場受付にご提出ください。
また、議事資料として本冊子をご持参くださいますようお願い申し上げます。

●郵送によるご行使

行使期限 2019年6月24日（月曜日）午後5時30分

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、行使期限までに到着するようご返送ください。

●インターネットによるご行使

行使期限 2019年6月24日（月曜日）午後5時30分

当社の議決権行使ウェブサイトにアクセスしていただき、行使期限までに賛否をご入力ください。
【議決権行使ウェブサイトURL】https://www.web54.net
►▷インターネット等による議決権ご行使の詳細につきましては、右頁をご参照ください。

●スマートフォン等によるご行使

行使期限 2019年6月24日（月曜日）午後5時30分

同封の議決権行使書用紙の右下「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」をスマートフォンかタブレット端末で読み取りいただき、行使期限までに賛否をご入力ください。

※携帯電話専用サイトは開設しておりませんので、ご了承ください。

►▷スマートフォン等による議決権ご行使の詳細につきましては、同封のリーフレットをご参照ください。

インターネット等による議決権ご行使について

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する議決権行使ウェブサイト（https://www.web54.net）をご利用いただくことによってのみ可能です。

ご利用に際しては、次に記載する内容をご一読いただき、ご確認のうえ、ご利用いただきますようお願い申し上げます。

なお、インターネットによる議決権行使には、議決権行使書用紙の裏面に記載の「議決権行使コード」と「パスワード」が必要になります。

アクセス手順

1 議決権行使ウェブサイト（https://www.web54.net）にアクセス

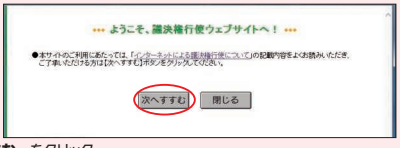

「次へすすむ」をクリック

2 ログインする

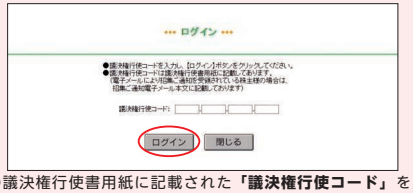

お手元の議決権行使書用紙に記載された「**議決権行使コード**」を入力し、「**ログイン**」をクリック

3 パスワードの入力

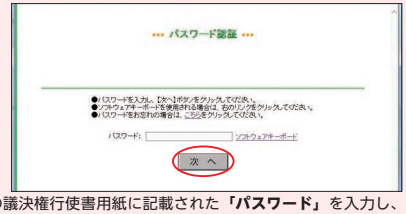

お手元の議決権行使書用紙に記載された「**パスワード**」を入力し、「**次へ**」をクリック

以降は画面の入力案内に従って賛否をご入力ください。

議決権行使ウェブサイト

ウェブこうし
https://www.web54.net

スマートフォンまたは携帯電話による議決権行使は、バーコード読取機能を利用して左の「QRコード」を読み取り、議決権行使サイトに接続することも可能です。

● 議決権行使のお取り扱い

1. 書面とインターネット等により二重に議決権をご行使された場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
2. インターネット等によって複数回議決権をご行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

● パスワードのお取り扱い

1. パスワードは、議決権行使される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報です。大切にお取り扱いください。
2. パスワードは、一定回数以上間違えると使用できなくなります。ロックされてしまった場合は、画面の案内に従ってお手続きください。

● システムに関する条件

議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダ及び通信事業者の料金（接続料金等）は、株主様のご負担となります。

● パソコン等の操作方法に関するお問い合わせ

本サイトでの議決権行使に関するパソコン等の操作方法がご不明な場合は、以下にお問い合わせください。

三井住友信託銀行㈱
証券代行ウェブサポート　専用ダイヤル
電話 0120−652−031（フリーダイヤル）
（受付時間　9：00～21：00）

機関投資家の皆様へ

当社は、株式会社ICJが運営する「議決権電子行使プラットフォーム」に参加しております。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第１号議案　剰余金の処分の件

当社における利益配分については、連結自己資本を確保しつつ、配当性向20～30％の範囲を目安に株主の皆様に対し安定的な配当に努めるとともに、業績、財務状況及び経営環境を勘案した株主還元を行うことを基本方針としております。

当期の期末配当及びその他の剰余金の処分については、以下のとおりといたしたいと存じます。

１．期末配当に関する事項

（1）配当財産の種類

金銭

（2）株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式１株につき金26円00銭　総額13,516,199,944円

なお、当社は、2018年10月１日付で当社普通株式２株につき１株の割合で株式併合を実施しておりますので、当期における配当金は、中間配当金（１株につき12円、株式併合後に換算すると24円）を含め、１株につき年50円となります。

（3）剰余金の配当が効力を生ずる日

2019年６月26日

２．その他の剰余金の処分に関する事項

（1）増加する剰余金の項目及びその額

別途積立金　　720億円

（2）減少する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金　　720億円

（ご参考）

当社は2019年５月15日開催の取締役会において、800万株並びに100億円をそれぞれ上限とする自己株式の取得を決議しております。

第２号議案　取締役８名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役押味至一、渥美直紀、田代民治、小泉博義、内田　顕、古川洽次、坂根正弘、齋藤聖美の８氏が任期満了となり、取締役日名子　喬氏が辞任されます。つきましては、コーポレート・ガバナンス体制のより一層の強化を図るため、社外取締役を１名増員し、社外取締役４名を含む取締役８名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏　　名		当社における地位及び担当
1	押味 至一（おしみ よしかず）	再任	代表取締役社長　社長執行役員
2	渥美 直紀（あつみ なおき）	再任	代表取締役　副社長執行役員
3	小泉 博義（こいずみ ひろよし）	再任	代表取締役　副社長執行役員 建築管理本部長
4	内田 顕（うちだ けん）	再任	取締役　常務執行役員 財務本部長
5	古川 洽次（ふるかわ こうじ）	再任　社外　独立	取締役
6	坂根 正弘（さかね まさひろ）	再任　社外　独立	取締役
7	齋藤 聖美（さいとう きよみ）	再任　社外　独立　女性	取締役
8	町田 幸雄（まちだ ゆきお）	新任　社外　独立	監査役

候補者番号 1

再任

押味 至一（おしみ よしかず）

生年月日　1949年２月21日生
所有する当社の株式の数　10,481株

略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1974年４月　当社入社
2005年６月　当社執行役員　横浜支店長
2008年４月　当社常務執行役員　横浜支店長
2009年４月　当社常務執行役員　建築管理本部長
2010年４月　当社専務執行役員　建築管理本部長
2013年４月　当社専務執行役員　関西支店長
2015年４月　当社副社長執行役員
2015年６月　当社代表取締役社長　社長執行役員
現在に至る

（重要な兼職の状況）
㈱日本建築住宅センター　社外取締役

取締役候補者とした理由

押味至一氏は、横浜支店長、建築管理本部長等を経て、2015年６月から代表取締役社長として業務執行の最高責任者を務めております。当社における豊富な業務経験と実績、及び経営全般の知見を有しており、これまで取締役としての職責を十分に果たしていることから、引き続き取締役候補者とするものであります。

候補者番号 2

再任

渥美 直紀（あつみ なおき）

生年月日　1949年11月29日生
所有する当社の株式の数　994,474株

略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1986年７月　当社入社
1995年６月　当社取締役　営業担当
1997年６月　当社常務取締役
2000年６月　当社専務取締役
2002年６月　当社代表取締役副社長
2005年６月　当社代表取締役　副社長執行役員　企画本部長、CSR担当
2006年６月　当社代表取締役　副社長執行役員　企画本部長
2007年４月　当社代表取締役　副社長執行役員
現在に至る

取締役候補者とした理由

渥美直紀氏は、営業担当、企画本部長等を経て、現在、代表取締役副社長執行役員を務めております。当社における豊富な業務経験と実績、及び経営全般の知見を有しており、これまで取締役としての職責を十分に果たしていることから、引き続き取締役候補者とするものであります。

候補者番号 3

再任

小泉 博義（こいずみ ひろよし）

生年月日　1949年６月５日生
所有する当社の株式の数　4,100株

略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1973年４月　当社入社
1999年９月　当社建設総事業本部建築技術本部工務部長
2004年６月　カジマ オーバーシーズ アジア ピー ティー イー リミテッド 取締役社長
2008年４月　当社執行役員　カジマ オーバーシーズ アジア ピー ティー イー リミテッド取締役社長
2010年４月　当社常務執行役員　カジマ オーバーシーズ アジア ピー ティー イー リミテッド取締役社長
2013年４月　当社専務執行役員　建築管理本部長
2015年４月　当社副社長執行役員　建築管理本部長
2015年６月　当社代表取締役　副社長執行役員　建築管理本部長 現在に至る

取締役候補者とした理由

小泉博義氏は、建築技術本部工務部長、アジアの子会社社長等を経て、現在、代表取締役副社長執行役員として建築管理本部長を務めております。当社における豊富な業務経験と実績、及び経営全般の知見を有しており、これまで取締役としての職責を十分に果たしていることから、引き続き取締役候補者とするものであります。

候補者番号 4

再任

内田 顕（うちだ けん）

生年月日　1956年５月13日生
所有する当社の株式の数　7,600株

略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1979年４月　当社入社
2009年10月　当社海外法人統括部管理部長
2010年７月　当社海外事業本部企画管理部長
2012年12月　カジマ ヨーロッパ リミテッド取締役社長
2015年４月　当社執行役員　財務本部副本部長兼主計部長
2016年９月　当社執行役員　財務本部副本部長兼資金部長
2017年４月　当社常務執行役員　財務本部副本部長兼資金部長
2017年６月　当社取締役　常務執行役員　財務本部長 現在に至る

取締役候補者とした理由

内田　顕氏は、欧州の子会社社長、財務本部副本部長兼主計部長等を経て、現在、取締役常務執行役員として財務本部長を務めております。当社における豊富な業務経験と実績、及び経営全般の知見を有しており、これまで取締役としての職責を十分に果たしていることから、引き続き取締役候補者とするものであります。

候補者番号

5

再任

社外

独立

古川 洽次（ふるかわ こうじ）

生年月日　1938年４月26日生
所有する当社の株式の数　5,300株

略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1962年４月　三菱商事㈱入社
1992年６月　同社取締役
1995年６月　同社代表取締役常務
1999年４月　同社代表取締役副社長（2004年６月退任）
2004年６月　三菱自動車工業㈱取締役副会長（2005年１月退任）
2007年10月　㈱ゆうちょ銀行取締役代表執行役会長（2009年11月退任）
2009年12月　郵便局㈱（現日本郵便㈱）代表取締役会長
2012年10月　日本郵便㈱代表取締役会長（2013年６月退任）
2013年６月　日本郵便㈱顧問（2014年３月退任）
2013年７月　日本郵便㈱顧問兼三菱商事㈱顧問
2014年４月　三菱商事㈱顧問
2015年６月　当社取締役
現在に至る

（重要な兼職の状況）
三菱商事㈱　顧問

社外取締役候補者とした理由等

古川洽次氏は、三菱商事株式会社代表取締役副社長、三菱自動車工業株式会社取締役副会長、株式会社ゆうちょ銀行取締役代表執行役会長、日本郵便株式会社代表取締役会長等を歴任し、多様な業種における企業経営者としての豊富な経験、高度な識見を有しています。また、当社におきましては、2015年６月取締役就任後、これまで当社の経営への助言や業務執行に対する適切な監督を行っていることから、引き続き社外取締役候補者とするものであります。

古川洽次氏が顧問を務めている三菱商事株式会社並びに取締役を務めていた三菱自動車工業株式会社、株式会社ゆうちょ銀行及び日本郵便株式会社の各社は、当社の取引先でありますが、直近事業年度における各社と当社との間のその取引額は、いずれも双方の連結売上高（三菱商事株式会社においては連結決算における収益、株式会社ゆうちょ銀行及び日本郵便株式会社においては経常収益）の１％未満であり、社外取締役としての独立性は確保されているものと判断しております。

古川洽次氏は、本総会終結の時をもって当社の社外取締役の在任期間が４年となります。

候補者番号

6

再任
社外
独立

坂根 正弘（さかね まさひろ）

生年月日　1941年１月７日生
所有する当社の株式の数　4,300株

略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1963年４月　㈱小松製作所入社
1989年６月　同社取締役
1994年６月　同社常務取締役
1997年６月　同社専務取締役
1999年６月　同社代表取締役副社長
2001年６月　同社代表取締役社長
2003年６月　同社代表取締役社長兼CEO
2007年６月　同社代表取締役会長
2010年６月　同社取締役会長
2013年４月　同社取締役相談役
2013年６月　同社相談役
2015年６月　当社取締役
　　現在に至る

（重要な兼職の状況）
㈱小松製作所　相談役
武田薬品工業㈱　社外取締役

社外取締役候補者とした理由等

坂根正弘氏は、株式会社小松製作所代表取締役社長及び代表取締役会長等を歴任し、グローバルに事業を展開するメーカーの企業経営者としての豊富な経験、高度な識見を有しています。また、当社におきましては、2015年６月取締役就任後、これまで当社の経営への助言や業務執行に対する適切な監督を行っていることから、引き続き社外取締役候補者とするものであります。

坂根正弘氏が相談役を務めている株式会社小松製作所は、当社の取引先でありますが、直近事業年度におけるその取引額は、双方の連結売上高の１％未満であり、社外取締役としての独立性は確保されているものと判断しております。

坂根正弘氏が2014年６月から社外取締役を務める武田薬品工業株式会社は、同社の高血圧症治療剤にかかる医療関係者向け広告資材の一部が誇大広告に該当するとして、2015年６月に厚生労働省から「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に基づく業務改善命令を受けました。同氏は日頃から同社取締役会等において法令遵守の観点から発言を行っており、当該事実判明後も、再発防止に向けた対応策等について意見や提言を行っております。

坂根正弘氏は、本総会終結の時をもって当社の社外取締役の在任期間が４年となります。

候補者番号

7

再任

社外

独立

女性

齋藤 聖美（さいとう きよみ）（戸籍上の氏名：武井聖美）

生年月日　1950年12月1日生
所有する当社の株式の数　4,300株

略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1973年４月　㈱日本経済新聞社入社
1975年９月　ソニー㈱入社
1984年８月　モルガンスタンレー投資銀行入行
1990年１月　同行エグゼクティブディレクター（1992年２月退任）
2000年４月　㈱ジェイ・ボンド（現ジェイ・ボンド東短証券㈱）代表取締役社長
2015年６月　当社取締役
　　現在に至る

（重要な兼職の状況）
ジェイ・ボンド東短証券㈱　代表取締役社長
昭和電工㈱　社外監査役

社外取締役候補者とした理由等

齋藤聖美氏は、モルガンスタンレー投資銀行エグゼクティブディレクター等を歴任した後、株式会社ジェイ・ボンド（現ジェイ・ボンド東短証券株式会社）を設立、長年にわたり代表取締役社長を務めており、起業家、企業経営者としての豊富な経験、高度な識見を有しています。また、当社におきましては、2015年６月取締役就任後、これまで当社の経営への助言や業務執行に対する適切な監督を行っていることから、引き続き社外取締役候補者とするものであります。

齋藤聖美氏が代表取締役社長を務めているジェイ・ボンド東短証券株式会社と当社との間に取引関係はありません。

齋藤聖美氏が2012年６月から2015年９月まで社外取締役を務めていた株式会社東芝は、多額の不適切な会計処理が2008年度から2014年度までの長期にわたり行われていたことが判明し、2015年９月、過年度の有価証券報告書等の訂正を行いました。同氏は当該不適切な会計処理に関与しておらず、また、当該不適切な会計処理を認識しておりませんでしたが、日頃より同社取締役会等において、コンプライアンスの強化徹底の観点から発言を行っておりました。本件事実の判明後は、原因究明に向けた取り組み等に関して提言を行い、経営刷新委員会の委員として再発防止策の策定を行いました。

齋藤聖美氏は、本総会終結の時をもって当社の社外取締役の在任期間が４年となります。

候補者番号

8

新任

社外

独立

町田 幸雄（まちだ ゆきお）

生年月日　1942年７月３日生
所有する当社の株式の数　4,300株

略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1969年４月　東京地方検察庁検事任官
2002年６月　公安調査庁長官
2004年１月　仙台高等検察庁検事長
2004年12月　最高検察庁次長検事
2005年７月　退官
2005年９月　弁護士登録
2015年６月　当社監査役
　　現在に至る

（重要な兼職の状況）
弁護士
朝日生命保険㈱　社外監査役
㈱みずほ銀行　社外取締役

社外取締役候補者とした理由等	町田幸雄氏は、当社の社外監査役在任期間において、同氏の検事及び弁護士としての専門的知見と法曹界における豊富な経験、高度な識見に基づき、当社から独立した客観的な立場で的確な意見を述べ、その職責を十分に果たしていただいております。また、同氏は監査役業務を通じて当社の事業内容に精通していることから、今後はその豊富な知識や経験を当社の経営に活かしていただくため、社外取締役候補者として選任をお願いするものであります。なお、同氏は、過去に社外取締役又は社外監査役となること以外の方法で、会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により社外取締役の職務を適切に遂行できると判断いたしました。 町田幸雄氏は、現在、当社の社外監査役でありますが、本総会終結の時をもって社外監査役を任期満了により退任いたします。なお、同氏の当社の社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって４年となります。

（注）１．各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
２．古川洽次氏、坂根正弘氏、齋藤聖美氏及び町田幸雄氏は、社外取締役候補者であります。なお、当社は、古川洽次氏、坂根正弘氏、齋藤聖美氏及び町田幸雄氏を、東京証券取引所及び名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
３．当社は、古川洽次氏、坂根正弘氏及び齋藤聖美氏が社外取締役として在任中の2018年３月に、当社及び当社社員１名が、東海旅客鉄道株式会社が発注する中央新幹線に係る建設工事の独占禁止法違反容疑により起訴されました。
社外取締役の各氏は、いずれも事前には当該事案を認識しておりませんでしたが、日頃から、取締役会等においてコンプライアンスの重要性と法規法令遵守の徹底について意見表明を行っております。当該事案の容疑を知り得た後においては事実関係の調査を要請するとともに、当社グループ全体のコンプライアンス体制の一層の整備と活動の推進等について意見表明を行うなど、その職責を果たしております。
４．当社は、古川洽次氏、坂根正弘氏及び齋藤聖美氏との間で、会社法第427条第１項の規定に基づき会社法第423条第１項の賠償責任について、その職務を行うに当たり善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額を限度とする、責任限定契約を締結しており、古川洽次氏、坂根正弘氏及び齋藤聖美氏の再任が承認された場合は、当該責任限定契約を継続する予定であります。また、町田幸雄氏の選任が承認された場合は、同様の責任限定契約を締結する予定であります。

第３号議案　監査役１名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役町田幸雄氏が任期満了となりますので、監査役１名の選任をお願いいたしたいと存じます。

監査役候補者は、次のとおりであります。

本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

新任

社外

独立

てらわき　かずみね
寺脇　一峰

生年月日　1954年４月13日生
所有する当社の株式の数　0株

略歴、地位及び重要な兼職の状況

1980年４月　東京地方検察庁検事任官
2014年１月　公安調査庁長官
2015年１月　仙台高等検察庁検事長
2016年９月　大阪高等検察庁検事長
2017年４月　退官
2017年６月　弁護士登録
　　現在に至る

(重要な兼職の状況)
弁護士
キユーピー㈱　社外監査役
㈱商工組合中央金庫　社外監査役

社外監査役候補者とした理由等	寺脇一峰氏は、公安調査庁長官、仙台高等検察庁検事長及び大阪高等検察庁検事長としての専門的知見と法曹界における豊富な経験、高度な識見を有するとともに、弁護士登録後は、弁護士としての業務のほか、複数の上場企業の社外監査役を務めるなど幅広い実務経験を有していることから、社外監査役としての役割を適切に遂行していただけると判断し、新たに社外監査役候補者とするものであります。なお、同氏は、社外監査役となること以外の方法で、会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により社外監査役の職務を適切に遂行できると判断いたしました。

(注)　１．候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
２．寺脇一峰氏は、社外監査役候補者であります。なお、寺脇一峰氏は、東京証券取引所及び名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員の候補者であります。
３．寺脇一峰氏は、2019年６月21日付で、東芝機械㈱の社外取締役に就任する予定であります。なお、同社は、2020年４月１日付で、社名を芝浦機械㈱に変更する予定であります。
４．社外監査役候補者である寺脇一峰氏の選任が承認可決された場合は、当社は寺脇一峰氏との間で、会社法第427条第１項の規定に基づき会社法第423条第１項の賠償責任について、その職務を行うに当たり善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額を限度とする、責任限定契約を締結する予定であります。

第４号議案　取締役に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件

当社の取締役の報酬額は、2005年６月29日開催の第108期定時株主総会において、月額6,000万円以内として、当社の取締役の賞与総額は、2017年６月29日開催の第120期定時株主総会において、年額３億円以内として、それぞれご承認をいただいております。

今般、当社は、当社の取締役（社外取締役を除く。以下「対象取締役」という。）が、株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有し、株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めることを目的として、対象取締役に対し、上記の取締役の報酬額及び賞与総額とは別枠として、一定の譲渡制限期間及び当社による無償取得事由等の定めに服する当社普通株式（以下「譲渡制限付株式」という。）を下記のとおり割り当てることといたしたいと存じます。

対象取締役に対する譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬は、金銭報酬債権とし、その総額は、対象取締役の貢献度等諸般の事情を総合的に勘案いたしまして、年額３億円以内として設定いたしたいと存じます。

また、対象取締役への具体的な支給時期及び配分は、当社取締役会にて決定することといたします。

なお、現在の当社の取締役は14名（うち社外取締役３名）であり、第２号議案のご承認が得られた場合、取締役は13名（うち社外取締役４名）となり、対象取締役は９名となります。

記

当社の取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の具体的な内容及び数の上限

１．譲渡制限付株式の割当て及び払込み

当社は、対象取締役に対し、当社取締役会決議に基づき、譲渡制限付株式に関する報酬として、上記の年額の範囲内で金銭報酬債権を支給し、各対象取締役は、当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法で給付することにより、譲渡制限付株式の割当てを受ける。

なお、譲渡制限付株式の払込金額は、その発行又は処分に係る当社取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、当該譲渡制限付株式を引き受ける取締役に特に有利な金額とならない範囲で当社取締役会において決定する。

また、上記金銭報酬債権は、対象取締役が、上記の現物出資に同意していること及び下記３．に定める内容を含む譲渡制限付株式割当契約を締結していることを条件として支給する。

２．譲渡制限付株式の総数

対象取締役に対して割り当てる譲渡制限付株式の総数60万株を、各事業年度において割り当てる譲渡制限付株式の数の上限とする。

ただし、本議案の決議の日以降、当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合その他これらの場合に準じて割り当てる譲渡制限付株式の総数の調整を必要とする場合には、当該譲渡制限付株式の総数を合理的に調整することができる。

3．譲渡制限付株式割当契約の内容

譲渡制限付株式の割当てに際し、当社取締役会決議に基づき、当社と譲渡制限付株式の割当てを受ける対象取締役との間で締結する譲渡制限付株式割当契約は、以下の内容を含むものとする。

(1) 譲渡制限の内容

譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役は、譲渡制限付株式の交付日から当社の取締役及び執行役員のいずれの地位からも退任する日までの期間（以下「譲渡制限期間」という。）、当該取締役に割り当てられた譲渡制限付株式（以下「本割当株式」という。）につき、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をすることができない（以下「譲渡制限」という。）。

(2) 譲渡制限付株式の無償取得

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役が、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日の前日までに当社の取締役及び執行役員のいずれの地位からも退任した場合には、当社取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、本割当株式を当然に無償で取得する。

また、本割当株式のうち、上記（1）の譲渡制限期間が満了した時点において下記（3）の譲渡制限の解除事由の定めに基づき譲渡制限が解除されていないものがある場合には、当社はこれを当然に無償で取得する。

(3) 譲渡制限の解除

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役が、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日まで継続して、当社の取締役又は執行役員のいずれかの地位にあったことを条件として、本割当株式の全部につき、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。

ただし、当該取締役が、当社取締役会が正当と認める理由により、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日の前日までに当社の取締役及び執行役員のいずれの地位からも退任した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。

(4) 組織再編等における取扱い

当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社取締役会）で承認された場合には、当社取締役会決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式につき、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。

この場合には、当社は、上記の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

（ご参考）

本定時株主総会において本議案についてご承認いただいた場合には、当社の執行役員に対しても同様の譲渡制限付株式報酬制度を導入する予定であります。

以　上

（添付書類）

事業報告

（2018年４月１日から2019年３月31日まで）

1．企業集団の現況に関する事項

（1）事業の経過及びその成果

当期における世界経済は、全体としては成長基調を維持したものの、年度後半から通商問題の影響が徐々に顕在化したことなどにより、一部の国・地域において景気の減速がみられ、先行きに対する懸念は強まる状況となりました。

我が国経済は、国内における相次ぐ自然災害や通商問題の影響から輸出の鈍化や生産の一部に弱さがみられましたが、企業収益の改善を背景とする設備投資の増加と良好な雇用・所得環境に支えられた個人消費の持ち直しにより緩やかな景気回復が続きました。

国内建設市場におきましては、製造業を中心とする機能高度化・省力化に向けた設備投資や都心の大規模再開発事業等により建設需要は堅調に推移し、施工量の増加に伴い一部の資材や労務が不足する状況がみられたものの、建設コストへの影響は限定的な範囲にとどまりました。

こうした中、当社グループは当期を初年度とする「鹿島グループ中期経営計画（2018～2020）」に基づき、国内建設事業における生産性向上と生産能力増強並びに国内・海外開発事業への重点投資を推し進めるとともに、国内外の有望市場や成長分野への事業領域拡大とグループ経営基盤の確立に計画的に取り組んでまいりました。

その結果、当期における当社グループの業績は、次のとおりとなりました。

建設事業受注高は、建築事業、海外関係会社における増加を主因に、前期比19.2%増の２兆101億円（前期は１兆6,859億円）となりました。

売上高は、建築事業における増加を主因に、前期比7.8%増の１兆9,742億円（前期は１兆8,306億円）となりました。

利益につきましては、土木事業における売上総利益減少を主因に、営業利益は前期比9.9%減の1,426億円（前期は1,583億円）、経常利益は同9.4%減の1,629億円（同1,797億円）となりました。親会社株主に帰属する当期純利益は、連結子会社である鹿島道路株式会社において独占禁止法関連損失引当金繰入額を計上したことから特別損益が悪化し、同13.4%減の1,098億円（同1,267億円）となりました。

■ 売上高

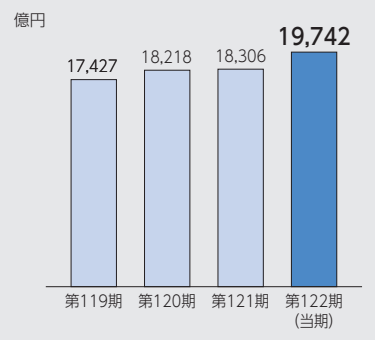

■ 経常利益

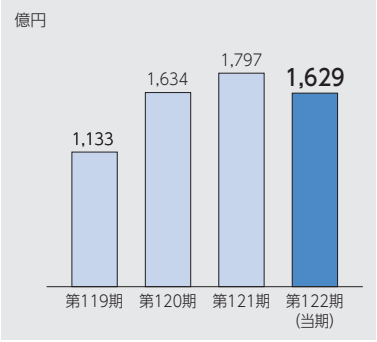

■ 親会社株主に帰属する当期純利益

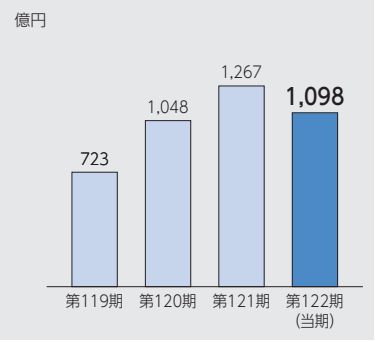

(2) セグメント別の状況

土木事業

当社における建設事業のうち土木工事に関する事業

建設事業受注高	3,038億円 前期比 0.2%増
売上高	3,010億円 前期比 17.9%減
営業利益	352億円 前期比 38.6%減

受注高は前期と同水準の3,038億円（前期は3,032億円）となりました。

売上高は、前期が国内・海外とも高い水準であったことから、前期比17.9%減の3,010億円（前期は3,665億円）となりました。営業利益は、売上高の減少を主因に、前期比38.6%減の352億円（前期は574億円）となりました。

建築事業

当社における建設事業のうち建築工事に関する事業

建設事業受注高	10,740億円 前期比 27.1%増
売上高	9,280億円 前期比 23.3%増
営業利益	796億円 前期比 12.3%増

受注高は、大規模再開発工事を複数受注したこと等により前期比27.1%増の１兆740億円（前期は8,453億円）となりました。

売上高は、豊富な手持ち工事の施工が着実に進捗したことから、前期比23.3%増の9,280億円（前期は7,526億円）となりました。営業利益は、売上高の増加を主因に、前期比12.3%増の796億円（前期は709億円）となりました。

開発事業等

当社における不動産開発全般に関する事業及び意匠・構造設計、その他設計、エンジニアリング全般の事業

売上高	512億円	前期比 11.5%増
営業利益	54億円	前期比 20.7%減

売上高は、販売用不動産の売却を主因に、前期比11.5%増の512億円（前期は459億円）となりました。

営業利益は、不動産開発に関する事業の売上総利益は増加したものの、設計、エンジニアリングに関する事業の売上総利益が減少したことを主因に、前期比20.7%減の54億円（前期は68億円）となりました。

国内関係会社

当社の国内関係会社が行っている事業であり、主に日本国内における建設資機材の販売、専門工事の請負、総合リース業、ビル賃貸事業等

建設事業受注高	2,013億円	前期比 3.9%減
売上高	3,896億円	前期比 7.1%増
営業利益	165億円	前期比 1.4%増
経常利益	190億円	前期比 2.5%減

建設事業受注高は前期と同水準の2,013億円（前期は2,096億円）となりました。

売上高は、建設事業と資機材販売の増加により、前期比7.1%増の3,896億円（前期は3,639億円）となりました。営業利益は前期と同水準の165億円（前期は162億円）となりました。

また、持分法による投資利益等を加減した経常利益は前期と同水準の190億円（前期は194億円）となりました。

（経常利益はセグメント間取引及び国内関係会社間取引等調整前の数値を示しております。）

海外関係会社

当社の海外関係会社が行っている事業であり、北米、欧州、アジア、大洋州などの海外地域における建設事業、開発事業等

建設事業受注高	5,008億円	前期比 25.9%増
売上高	4,559億円	前期比 4.3%増
営業利益	62億円	前期比 272.4%増
経常利益	173億円	前期比 60.9%増

建設事業受注高は、北米地域における増加を主因に、前期比25.9%増の5,008億円（前期は3,977億円）となりました。

売上高は前期と同水準の4,559億円（前期は4,371億円）となりました。営業利益は、建設事業、開発事業等ともに売上総利益率が改善したことを主因に、前期比272.4%増の62億円（前期は16億円）となりました。

また、持分法による投資利益、開発事業出資利益等を加減した経常利益は前期比60.9%増の173億円（前期は107億円）となりました。

（経常利益はセグメント間取引及び海外関係会社間取引等調整前の数値を示しております。）

（注）各セグメントの数値はセグメント間取引等調整前の数値を示しております。

当期の主な受注工事

建築	森ビル㈱	虎ノ門一・二丁目地区第一種市街地再開発事業に伴う施設建築物新築建築工事
建築	渋谷駅桜丘口地区市街地再開発組合	渋谷駅桜丘口地区第一種市街地再開発事業に伴う建設工事
建築	勝どき東地区市街地再開発組合	勝どき東地区第一種市街地再開発事業施設建築物Ａ１地区新築工事
海外	ウッドレイ・レジデンシズ・ＰＴＥ・リミテッド ウッドレイ・モール・ＰＴＥ・リミテッド	ウッドレイ住宅・商業複合開発工事（シンガポール）
土木	国土交通省東北地方整備局	成瀬ダム堤体打設工事（第１期）

当期の主な完成工事

建築	日本橋室町三丁目地区市街地再開発組合	日本橋室町三井タワー
建築	日本橋二丁目地区市街地再開発組合	日本橋髙島屋三井ビルディング・日本橋髙島屋Ｓ.Ｃ.新館
海外	シンガポール保健省	国立伝染病センター新築工事（シンガポール）
土木	東日本高速道路㈱	東京外環自動車道国分工事
建築	リゾートトラスト㈱	ラグーナベイコート倶楽部 ホテル＆スパリゾート

(3) 対処すべき課題

経営環境の見通し

今後の我が国経済につきましては、先行き不透明な世界経済の動向などを注視する必要はあるものの、堅調な企業収益と政府の各種政策が下支えとなって設備投資と個人消費が改善し、緩やかな成長が続くと期待しております。

国内建設市場におきましては、資機材や労務の需給逼迫による建設コストの高騰を懸念しておりますが、技術革新の進展などを背景とする底堅い民間建設需要に加えて、国土強靭化に関連した公共投資の増加等により、建設投資は当面堅調に推移する見通しであります。

また、中長期的には、社会・顧客ニーズの多様化・高度化や建設投資の量的・質的変容などの様々な要素が経営環境に変化をもたらすと考えております。

鹿島グループ中期経営計画（2018～2020）の着実な推進

(テーマと基本方針)

このような経営環境の中、2018年度にスタートした「鹿島グループ中期経営計画（2018～2020)」は、足元の施工量増加に適切に対応し安定した利益を確保するとともに、ＥＳＧの観点を重視した施策を積極的に推進し、国連が採択したＳＤＧｓなども踏まえ事業を通じた社会課題の解決に取り組み、持続可能な成長の実現を目指すことをテーマとしております。

今後も基本方針である「①次世代建設生産システムの構築、②社会・顧客にとって価値ある建設・サービスの提供、③成長に向けたグループ経営基盤の確立」に基づいた諸施策を積極的に推進してまいります。

(事業戦略の推進)

a. 国内建設事業（土木事業・建築事業）

今後も続くと予想する繁忙と将来の技能労働者不足に対応するため、ＩＣＴ・ＡＩ等最新技術を活用した生産性向上と生産能力の増強に向けた取り組みを加速すると同時に、次世代の担い手確保に繋がる働き方改革を推進し、人と技術の両面から高い競争力を有する次世代建設生産システムの構築を目指しております。

b. 国内開発事業

開発中プロジェクトの着実な推進と新規優良プロジェクトの創出に向けた活動により、安定的な収益基盤の構築を目指しております。また、短期に資金を回収する販売事業への積極的な取り組みや不動産運営・マネジメント分野における収益機会の拡大により、国内開発事業全体の収益力を強化しております。

c. 国内関係会社

当社グループの収益力強化を図るため、需給逼迫職種の直傭化などにより国内建設事業における生産機能を補完することに加え、グループ内の連携を一層強化し、建設事業の上流の企画・調査やエンジニアリング・設計から下流の施設運営・管理、維持・修繕までを一貫して対応できる体制の構築に取り組んでおります。

d. 海外関係会社

建設と開発の機能・ノウハウを併せ持つ強みを活かした事業展開により収益拡大を目指しております。現地企業との連携やM＆Ａ等を通じて新市場や成長地域への事業領域拡大を図るとともに、地域ごとのリスク・特性を的確に把握し、それぞれの市場に合わせた事業を推進しております。

(経営基盤の整備)

コンプライアンスにつきましては、すべてに優先する最重要事項であることを改めて強く認識し、コンプライアンス・リスク管理体制のより一層の強化と既存ルールの見直しを実施しております。今後二度と法令違反を疑われることのないよう、グループをあげてコンプライアンスの更なる徹底を図ってまいります。

また、世界の最先端技術の探索と導入に本格的に取り組むなどＲ＆Ｄを戦略的に推進するとともに、多様な人材の確保・育成を進め、市場や環境の変化に柔軟に対応し、事業領域の拡大と収益源の多様化を支えるグループ経営基盤の確立を目指しております。

株主の皆様におかれましては、今後とも何とぞ格別のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

（ご参考）鹿島グループ中期経営計画（2018～2020）の推進状況

1 主な経営数値目標

● 2018～2020年度目標

３年間、連結当期純利益 800億円以上の安定確保

株主資本コストを上回るROE 10%以上を継続

● 中長期目標

連結当期純利益 1,000億円以上 を確保

連結	2018年度 実績	2020年度 目標	中長期 目標
売上高	19,742億円	21,500億円	25,000億円程度
親会社株主に帰属する当期純利益	1,098億円	800億円以上	1,000億円以上
ROE	15.5%	10%以上	–
有利子負債	2,987億円	4,000億円以下	–

2 投資計画

● ３年間で5,000億円の投資

強みを持つ国内・海外開発事業への重点投資

資本コストを意識した投資効率測定とリスク管理を徹底

	2018年度実績	計画期間累計
■ 国内・海外開発事業	680億円	4,000億円
国内開発事業	350億円	1,600億円
海外開発事業	330億円	2,400億円
■ Ｒ＆Ｄ投資	150億円	500億円
■ 競争力強化・持続的成長投資	260億円	500億円

3 事業戦略

戦略① 国内建設事業　　**生産性向上と魅力ある労働環境の整備**

■ ＢＩＭ・ＣＩＭ及びＩＣＴの活用推進

・適用現場拡大と高度利用の促進

・施工データ・ノウハウの集積と一元管理化による現場管理の高度化

■ 働き方改革の推進

・現場の４週８閉所に向けた取り組み推進

・建設キャリアアップシステムの試験運用を開始

■ グループ会社との連携強化

・需給逼迫職種の直傭化と多能工化の取り組み強化

・施工ロボットの本格適用

外装取付アシストマシン　「マイティフェザー」

戦略② 国内・海外建設事業　有望市場・分野への取り組み強化

■ 再生可能エネルギー分野への対応強化

■ 土木インフラ更新・建築リニューアル市場への対応強化
- 高速道路のリニューアル技術開発
- 建築リニューアル市場に対応する専門チーム設置

■ 海外グループ会社間の連携、部門間の協働促進
- 買収したシンガポールのエンジニアリング企業ＩＦＥ社との連携による新たな顧客獲得
- 流通倉庫開発事業（米国・欧州）における開発部門と建設部門の協働

ウィンドファームつがる（完成イメージ）

戦略③ 周辺ビジネス　上流・下流事業の取り組み推進と収益源の多様化

■ 建物の企画から管理・維持までのワンストップ・ソリューション提供に向けたＢＩＭ活用

■ エンジニアリング力を活かした医薬品周辺領域における企画・設計など上流事業の対応強化

■ 私募リート「鹿島プライベートリート投資法人」の運用開始による、不動産運営・マネジメント分野における収益機会の拡大

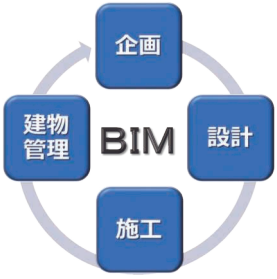

戦略④ 国内・海外開発事業　開発事業の収益力強化

■ 国内・海外において計画に沿った着実な投資を実行

<国内>・羽田空港跡地第１ゾーン整備事業（第一期事業）の着工
・横濱ゲートタワープロジェクトの着工

<海外>・ウッドレイ住宅・商業複合開発事業（シンガポール）の着工
・ベトナムのホテル開発事業第一号案件の着工

■ 新規優良プロジェクト創出に向けた取り組み強化
- 米国フラワノイ社買収による住宅分野の開発プラットフォーム整備

横濱ゲートタワープロジェクト

ウッドレイ住宅・商業複合開発事業

戦略⑤ 全事業共通

環境・エネルギー・防災減災等 **社会課題への取り組み強化**

- **環境課題の解決支援に向けた製品・サービス事業を拡充**
- **自社排出CO_2削減に向けた取り組みの加速**
- **顧客が行う自然災害リスクマネジメントへの支援強化**
  - ・技術研究所に顧客対応や研究開発を行う専門部署を設置
  - ・災害の全フェーズ「予測・予防・発災後対応」において、ハードとソフトの両面で最適なソリューションを提供

鹿島環境ビジョン　トリプルZero 2050

4 経営基盤

R＆Dの戦略的推進

- **自動化施工技術の展開**
  - ・「$A^4CSEL^{®}$（クワッドアクセル）」のダム現場における本格的な実用化を開始
  - ・模擬トンネルを建設し、トンネルの自動化施工実験・実証を加速
- **鹿島スマート生産ビジョンを策定し、建築の生産プロセス変革を促進**
- **R＆Dのグローバル化**
  - ・技術研究所シンガポールオフィスによる海外の大学等との共同研究を展開
  - ・先端技術探索のため、ベンチャー企業を支援するファンドに出資、シリコンバレーに社員を派遣

シンガポール国立大学デザイン環境学部と提携

グループ経営に対応する経営基盤整備

- **ガバナンスの強化**
  - ・社外役員諮問会議を設置
  - ・社外取締役を増員し取締役会における社外取締役比率を向上（予定）
- **コンプライアンス・リスク管理体制の拡充**
  - ・コンプライアンス・リスク管理委員会によるリスク情報の一元管理と継続的フォローの実施
  - ・既存の諸規則等の見直しと統合により談合防止管理規程を制定
  - ・企業倫理通報制度の窓口と利用者範囲を拡充
- **海外事業拡大に応じたリスク管理体制の整備**
- **マネジメント人材育成に向けたグループ間の人材交流を拡充**

(4) 財産及び損益の状況の推移

区　　分	第119期 (2015年度)	第120期 (2016年度)	第121期 (2017年度)	第122期(当期) (2018年度)
売上高 (百万円)	1,742,700	1,821,805	1,830,625	1,974,269
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	72,323	104,857	126,778	109,839
1株当たり当期純利益 (円)	69.66	101.01	244.29	211.67
自己資本当期純利益率(ROE) (%)	16.0	20.6	20.9	15.5
総資産 (百万円)	1,886,781	1,992,822	2,051,226	2,091,175
純資産 (百万円)	474,051	552,552	669,795	756,924

(注) 1.「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号　平成30年2月16日) を当期首から適用しており、前期の総資産については、当該会計基準を遡って適用した後の金額を記載しております。
2. 2018年10月1日付で当社普通株式2株につき1株の割合で株式併合を実施しているため、前期及び当期の1株当たり当期純利益は、前期首に当該株式併合が行われたと仮定して算定しております。

(ご参考：当社の財産及び損益の状況)

区　　分	第119期 (2015年度)	第120期 (2016年度)	第121期 (2017年度)	第122期(当期) (2018年度)
売上高 (百万円)	1,166,147	1,203,845	1,165,175	1,280,366
当期純利益 (百万円)	39,014	81,730	100,320	97,078
1株当たり当期純利益 (円)	37.52	78.60	192.96	186.74
総資産 (百万円)	1,436,418	1,529,699	1,535,173	1,546,981
純資産 (百万円)	308,747	370,485	465,593	545,421

(注) 1.「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号　平成30年2月16日) 等を当期首から適用しており、前期の総資産、純資産については、当該会計基準等を遡って適用した後の金額を記載しております。
2. 2018年10月1日付で当社普通株式2株につき1株の割合で株式併合を実施しているため、前期及び当期の1株当たり当期純利益は、前期首に当該株式併合が行われたと仮定して算定しております。

(5) 重要な子会社の状況

(2019年３月31日現在)

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
大興物産株式会社	百万円 750	% 98.1	建設資材・建設機械等の加工及び販売、内外装工事等の請負
鹿島道路株式会社	百万円 4,000	100.0	舗装工事の設計・施工、土木・建築工事の請負又は受託
鹿島リース株式会社	百万円 400	100.0	建物及び附帯設備、各種機器等のリース・売買
カジマ ユー エス エー インコーポレーテッド	百万米ドル 5	100.0	北米における子会社の統括及び関係会社への投融資
カジマ オーバーシーズ アジア ピー ティー イー リミテッド	百万シンガポールドル 430	100.0	アジアにおける子会社の統括及び関係会社への投融資
カジマ ヨーロッパ リミテッド	百万ポンド 81	100.0	欧州における子会社の統括及び関係会社への投融資
カジマ オーストラリア ピー ティー ワイ リミテッド	百万豪ドル 200	100.0	大洋州における子会社の統括及び関係会社への投融資

上記に掲げた重要な子会社７社を含む連結子会社は137社、持分法適用会社は105社であります。

(6) 重要な企業再編等の状況

当社は、当社の連結子会社であるカジマ ユー エス エー インコーポレーテッドを通じて、フラワノイ・デベロップメント・グループ・Ｌ.Ｌ.Ｃ.及びフラワノイ・コンストラクション・グループ・Ｌ.Ｌ.Ｃ.の持分の100％を2018年１月５日付で取得いたしました。フラワノイグループは、中低層賃貸集合住宅の開発・建設・運営管理サービスを一括して提供できる強みがあり、米国南部を中心に事業展開しております。

(7) 主要な事業内容

(2019年３月31日現在)

当社グループは、建設事業、開発事業及び設計・エンジニアリング事業等を主な事業内容としております。

主な事業会社である当社は、建設業法により特定建設業者（(特－29）第2100号）として国土交通大臣許可を受け、土木、建築並びにこれらに関連する事業を行っております。

また、宅地建物取引業法により宅地建物取引業者（(14）第991号）として国土交通大臣免許を受け、不動産に関する事業を行っております。

(8) 主要な営業所等

(2019年３月31日現在)

① 国内

本社	東京都港区元赤坂一丁目３番１号
支店	北海道支店（札幌市）、東北支店（仙台市）、関東支店（さいたま市）、 東京土木支店（東京都港区）、東京建築支店（東京都港区）、 横浜支店（横浜市）、北陸支店（新潟市）、中部支店（名古屋市）、 関西支店（大阪市）、四国支店（高松市）、中国支店（広島市）、 九州支店（福岡市）
技術研究所	（東京都調布市）
子会社	大興物産株式会社（東京都港区） 鹿島道路株式会社（東京都文京区） 鹿島リース株式会社（東京都港区） ケミカルグラウト株式会社（東京都港区） 鹿島建物総合管理株式会社（東京都新宿区）

② 海外

子会社	カジマ ユー エス エー インコーポレーテッド（米国） カジマ オーバーシーズ アジア ピー ティー イー リミテッド（シンガポール） カジマ ヨーロッパ リミテッド（英国） カジマ オーストラリア ピー ティー ワイ リミテッド（オーストラリア） 中鹿営造股份有限公司（台湾）

（ご参考）当社グループの主な活動地域

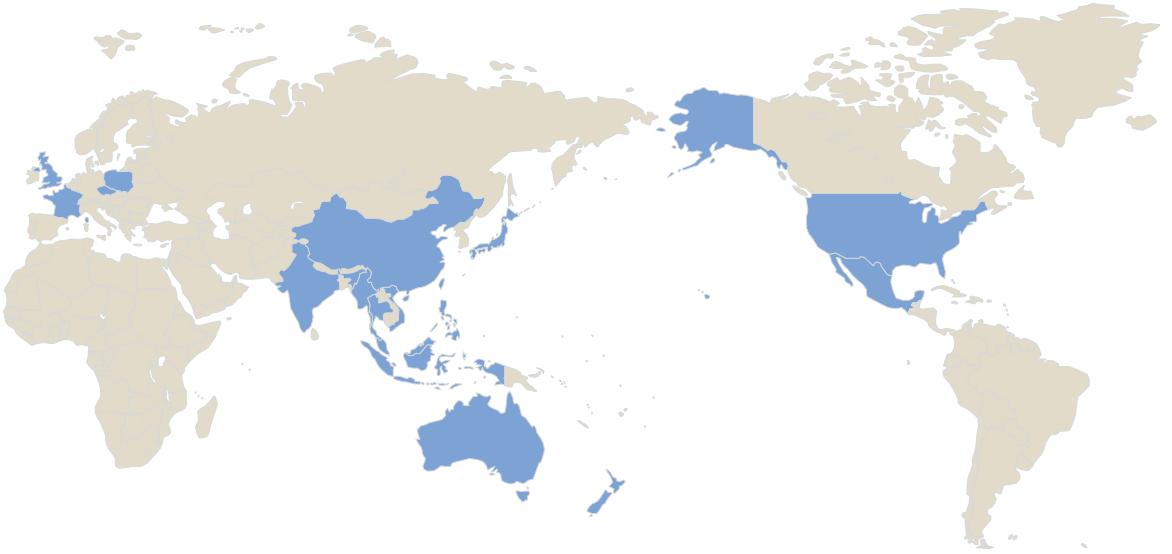

海外売上高／海外売上高比率の推移

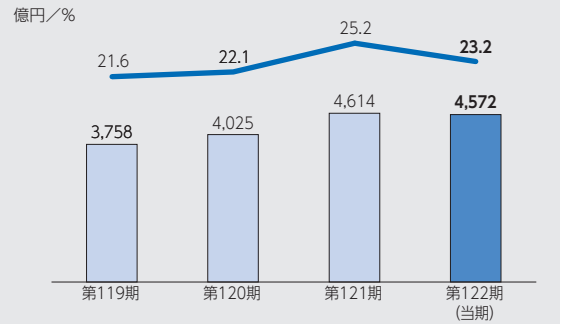

海外地域別売上高（当期）

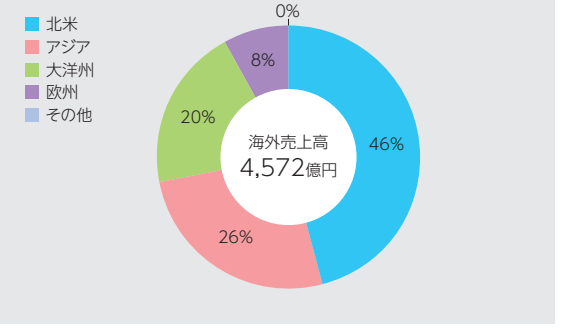

(9) 従業員の状況

(2019年３月31日現在)

① 当社グループの従業員の状況

従業員数	前期末比増減
20,058名	+632名

(注) 従業員数は、執行役員を除く就業人員数であります。
なお、当社及び連結子会社の従業員数は、18,297名であります。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
7,783名	+97名	44.2歳	18.5年

(注) 従業員数は、執行役員を除く就業人員数であります。
なお、出向、留学者等を含めた在籍者数は、8,217名であります。

(10) 資金調達の状況

当社グループの主な資金調達手段として、銀行借入れのコミットメントラインを引き続き総額1,500億円設定しております。

(11) 主要な借入先

(2019年３月31日現在)

借入先	借入額
	百万円
株式会社三井住友銀行	79,587
三井住友信託銀行株式会社	34,753
株式会社みずほ銀行	24,934
株式会社三菱UFJ銀行	18,051

(12) 設備投資の状況

当社グループの当期中に実施いたしました設備投資の総額は284億円であります。

なお、当期において継続中又は計画中の主な設備の状況は、次のとおりであります。

・カジマ オーバーシーズ アジア ピー ティー イー リミテッドの傘下会社１社
　ミャンマー・ヤンキン地区複合開発（海外関係会社）　建物等の建設
・当社　横濱ゲートタワー（開発事業等）　土地購入・建物等の建設

（13）その他企業集団の現況に関する重要な事項

① 当社における独占禁止法違反被告事件について

2018年３月23日に当社及び当社社員１名が起訴された東海旅客鉄道株式会社が発注する中央新幹線に係る建設工事の独占禁止法違反被告事件につき、2019年２月14日に東京地方裁判所において第１回公判が開かれ、当社は無罪を主張いたしました。審理は続いており、当社は今後も主張すべき点は主張するとの立場で臨んでまいります。

② 当社に対する仲裁の申立てについて

当社を代表者とする共同企業体が施工した「東西高速道路東工区建設工事（アルジェリア)」に関し、共同企業体の構成員である大成建設株式会社、西松建設株式会社、株式会社安藤・間（以下、３社を総称して「申立人」という。）は、当社の共同企業体代表者としての義務違反により共同企業体に損害が生じた等の主張により、総額約1,062億円の損害賠償等を求め、2018年11月６日付で一般社団法人日本商事仲裁協会宛に仲裁の申立てを行い、当社は2018年11月16日に当該仲裁申立ての通知を受領しました。申立人の主張は理由のないものであり、当社として受け入れられるものではないため、仲裁手続きを通じて事実に基づいて適切に反論していく方針です。当社業績への影響はないものと考えております。

③ 子会社における公正取引委員会からの意見聴取通知書の受領について

当社の子会社である鹿島道路株式会社は、全国において販売するアスファルト合材の販売価格決定に関し、独占禁止法違反の疑いがあるとして、2017年２月28日に公正取引委員会の立入検査を受け、2019年３月６日に同委員会から独占禁止法に基づく排除措置命令書（案）及び課徴金納付命令書（案）に係る意見聴取通知書を受領しました。2019年４月１日の第１回目の意見聴取期日に、同委員会審査官から、排除措置命令書（案）及び課徴金納付命令書（案）の内容、更に証拠等に関する説明を受け、これを踏まえて同社は、関係証拠の閲覧、分析の後、５月14日の第２回意見聴取期日において同社の意見を主張していくこととしておりますが、当社グループは、この事態を真摯に受け止め、独占禁止法の遵守を含むコンプライアンスの徹底を引き続き図ってまいります。

2. 会社の株式に関する事項

（2019年３月31日現在）

(1) 発行可能株式総数　1,250,000,000株

（注）当社は、2018年６月26日開催の第121期定時株主総会決議に基づき、2018年10月１日付で当社普通株式２株につき１株の割合で株式併合を実施したため、発行可能株式総数は1,250,000,000株となっております。

(2) 発行済株式の総数　528,656,011株（自己株式 8,802,167株を含む。）

（注）当社は、2018年６月26日開催の第121期定時株主総会決議に基づき、2018年10月１日付で当社普通株式２株につき１株の割合で株式併合を実施したため、発行済株式の総数は528,656,011株となっております。

(3) 株主数　56,596名（前期末比 1,639名増）

(4) 大株主

株主名	持株数	持株比率
	千株	%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	40,174	7.73
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	30,078	5.79
鹿島昭一	15,792	3.04
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口５）	10,302	1.98
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口９）	9,742	1.87
株式会社三井住友銀行	9,508	1.83
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口７）	9,034	1.74
鹿島社員持株会	8,432	1.62
公益財団法人鹿島学術振興財団	7,235	1.39
ジェーピー モルガン チェース バンク 385151	7,145	1.37

（注）１．当社は自己株式8,802千株を保有しておりますが、上記大株主からは除いております。
２．持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

当社は、2018年３月13日開催の取締役会決議に基づき、2018年10月１日付で単元株式数を1,000株から100株に変更しております。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

(2019年３月31日現在)

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	中村満義	東京商工会議所　副会頭 東日本建設業保証㈱　社外取締役
代表取締役社長社長執行役員	押味至一	㈱日本建築住宅センター　社外取締役
代表取締役副社長執行役員	渥美直紀	
代表取締役副社長執行役員	田代民治	
代表取締役副社長執行役員	小泉博義	建築管理本部長
取締役副社長執行役員	日名子喬	営業本部長
取締役副社長執行役員	茅野正恭	土木管理本部長、海外土木担当
取締役副社長執行役員	石川洋	営業担当
取締役常務執行役員	内田顕	財務本部長
取締役	平泉信之	(一財)鹿島平和研究所　会長
取締役相談役	鹿島昭一	
取締役	古川洽次	三菱商事㈱　顧問
取締役	坂根正弘	㈱小松製作所　相談役 武田薬品工業㈱　社外取締役
取締役	齋藤聖美	ジェイ・ボンド東短証券㈱　代表取締役社長 昭和電工㈱　社外監査役
常勤監査役	中谷俊信	
常勤監査役	深田浩司	
常勤監査役	中川雅博	
監査役	須藤秀一郎	
監査役	町田幸雄	弁護士 朝日生命保険㈱　社外監査役 ㈱みずほ銀行　社外取締役

(注) 1．取締役 古川洽次、同 坂根正弘、同 齋藤聖美の３氏は、社外取締役であります。
2．常勤監査役 中川雅博、監査役 須藤秀一郎、同 町田幸雄の３氏は、社外監査役であります。
3．当社は、取締役 古川洽次、同 坂根正弘、同 齋藤聖美の３氏及び常勤監査役 中川雅博、監査役 須藤秀一郎、同 町田幸雄の３氏について、東京証券取引所及び名古屋証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
4．常勤監査役 中谷俊信氏は、当社の財務本部主計部長、同本部副本部長を歴任しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5．常勤監査役 深田浩司氏は、当社の支店経理部長、監査部長を歴任しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
6．常勤監査役 中川雅博氏は、長年にわたり銀行業務に携わり、株式会社三井住友銀行執行役員、株式会社SMBC信託銀行代表取締役社長を歴任しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
7．常勤監査役 中村金郎氏は、2018年６月26日開催の第121期定時株主総会の終結の時をもって任期満了により退任いたしました。

当社は執行役員制度を導入しており、2019年３月31日現在における取締役を兼務しない執行役員は次のとおりであります。

地位	氏名	担当
副社長執行役員	山口 皓章	開発事業本部長
副社長執行役員	児嶋 一雄	建築構造担当、研究技術開発担当、知的財産部管掌
副社長執行役員	天野 裕正	東京建築支店長
副社長執行役員	尾崎 勝	建築設計担当
副社長執行役員	越島 啓介	海外事業本部長
専務執行役員	竹田 優	総務管理本部長、広報室・安全環境部管掌
専務執行役員	岡 昌男	設備担当
専務執行役員	野村 高男	横浜支店長
専務執行役員	松崎 公一	関西支店長
専務執行役員	松嶋 潤	東京建築支店副支店長
専務執行役員	高田 悦久	土木管理本部副本部長、機械部管掌
専務執行役員	鞆田 茂	営業本部副本部長
常務執行役員	伊藤 仁	建築管理本部副本部長
常務執行役員	木下 勲	北海道支店長
常務執行役員	丸亀 秀弥	エンジニアリング事業本部長
常務執行役員	風間 優	東京土木支店長
常務執行役員	坂本 好謙	土木管理本部副本部長
常務執行役員	大津 健次	土木管理本部技師長
常務執行役員	片山 豊	中部支店長
常務執行役員	勝見 剛	経営企画部長、関連事業部・ITソリューション部管掌

地　位	氏　名	担　当
常務執行役員	河野　健吾	九州支店長
常務執行役員	田所　武士	関東支店長
常務執行役員	勝治　博	東北支店長
常務執行役員	福田　孝晴	技術研究所長
執行役員	田中　利春	海外土木事業部長
執行役員	新川　隆夫	環境本部長
執行役員	利穂　吉彦	土木管理本部副本部長
執行役員	相河　清実	土木設計本部長
執行役員	北　典夫	建築設計本部長
執行役員	田名網　雅人	建築設計本部副本部長
執行役員	国平　浩士	建築設計本部副本部長
執行役員	山田　安彦	東京建築支店副支店長
執行役員	市橋　克典	秘書室長、人事部・総合事務センター管掌
執行役員	田中　栄一	原子力部長
執行役員	吉貝　滋	建築設計本部副本部長
執行役員	内田　道也	カジマ ユー エス エー インコーポレーテッド取締役社長
執行役員	杉本　弘治	カジマ・オーバーシーズ・アジア（HQ）PTE・リミテッド取締役社長
執行役員	大石　修一	カジマ・デベロップメント・PTE・リミテッド取締役社長
執行役員	米澤　和芳	東京建築支店副支店長
執行役員	一方井　孝治	エンジニアリング事業本部副本部長
執行役員	下保　修	土木管理本部技師長
執行役員	木村　宏	土木管理本部技師長
執行役員	吉田　英信	四国支店長
執行役員	小土井　満治	土木管理本部プロジェクト推進統括部長、安全担当（土木）
執行役員	池上　隆三	中国支店長
執行役員	塩沢　振一郎	営業本部副本部長
執行役員	吉美　宗久	営業本部副本部長
執行役員	新妻　充	総務管理本部副本部長、秘書室秘書役
執行役員	小林　伸浩	東京建築支店副支店長
執行役員	竹川　勝久	建築管理本部副本部長、安全担当（建築）
執行役員	藤村　正	建築設計本部副本部長
執行役員	吉弘　英光	鹿島道路㈱代表取締役社長
執行役員	伊藤　樹	東京建築支店副支店長
執行役員	芦田　徹也	北陸支店長
執行役員	塚口　孝彦	開発事業本部副本部長

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、全ての社外取締役及び社外監査役との間で、会社法第427条第１項及び定款の規定に基づき、会社法第423条第１項の賠償責任について、その職務を行うに当たり善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額を限度とする旨の契約を締結しております。

(3) 取締役及び監査役の報酬等の額

区　　分	支給人数	報酬等の額	摘　　要
取締役 (うち社外取締役)	14名 (3名)	763百万円 (43百万円)	
監査役 (うち社外監査役)	6名 (4名)	113百万円 (57百万円)	
計	20名	876百万円	

(注)　上記報酬等の額には、当期において費用計上した取締役10名に対する役員賞与206百万円を含めて記載しております。

(4) 社外役員に関する事項

①　他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

社外取締役及び社外監査役の兼職状況は「３．(1) 取締役及び監査役の氏名等」に記載のとおりであります。なお、各社外役員の兼職先と当社との間に記載すべき関係はありません。

②　当期における主な活動状況

取締役　古川洽次

当期開催の取締役会14回の全てに出席し、主に会社経営者としての経験に基づき、社外取締役として中立的、客観的立場から、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。

取締役　坂根正弘

当期開催の取締役会14回の全てに出席し、主に会社経営者としての経験に基づき、社外取締役として中立的、客観的立場から、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。

取締役　齋藤聖美

当期開催の取締役会14回の全てに出席し、主に会社経営者としての経験に基づき、社外取締役として中立的、客観的立場から、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。

常勤監査役　中川雅博

2018年６月就任後に開催の取締役会11回、監査役会10回の全てに出席し、主に金融・財務の観点から、必要に応じて発言を行っております。

監査役　須藤秀一郎

当期開催の取締役会14回、監査役会15回の全てに出席し、主に会社経営者としての経験に基づき、必要に応じて発言を行っております。

監査役　町田幸雄

当期開催の取締役会14回、監査役会15回の全てに出席し、主に弁護士としての専門的見地から、必要に応じて発言を行っております。

4. 会計監査人の状況

(1) 当社の会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 当期に係る会計監査人の報酬等の額

① 当社が会計監査人に支払うべき会計監査人としての報酬等の額　93百万円

② 当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額　169百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との監査契約において、会社法に基づく会計監査人の監査と金融商品取引法に基づく監査に対する報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、①の金額には、これらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の報酬等の額について、会計監査人の監査計画の内容、職務遂行状況並びに当該期の報酬見積の相当性を確認、検討した結果、これに同意しております。

なお、当社の重要な子会社のうち、カジマ オーバーシーズ アジア ピー ティー イー リミテッド、カジマ ヨーロッパ リミテッド及びカジマ オーストラリア ピー ティー ワイ リミテッドは、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人の監査（会社法又は金融商品取引法の規定によるものに限る。）を受けております。

(注) 1.「公認会計士又は監査法人」には、外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含んでおります。

2.「会社法又は金融商品取引法」には、これらの法律に相当する外国の法令を含んでおります。

(3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第２条第１項の業務以外の業務（非監査業務）である「工事施工等に係る業務プロセスの評価に関する保証業務」等についての対価を支払っております。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項に定める解任事由に該当すると判断した場合、また、会計監査人の職務の遂行に関する事項の整備状況等を勘案して相当であると判断した場合に、解任又は不再任を決定する方針であります。

5. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

当社は、コンプライアンスを徹底し、リスクを管理しながら業務を適正かつ効率的に遂行するとともに、財務報告の信頼性を確保するために、グループ会社を含めた内部統制システム構築の基本方針を以下のとおり定め、この方針に基づき内部統制システムを整備、運用しております。

【基本方針】

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

① コンプライアンス体制の基礎として、「鹿島グループ企業行動規範」を定める。また、社長を委員長とする「コンプライアンス・リスク管理委員会」を設置し、企業倫理の確立及び法令遵守の徹底を図る。

② コンプライアンスの所管部署である法務部が、コンプライアンス・マニュアルの策定、全役員・従業員等を対象とする研修の実施等によりコンプライアンス体制の整備及び維持を図るほか、必要に応じて各分野の担当部署が、規則・ガイドラインを策定し、研修を実施する。

③ 業務執行部門から独立した内部監査部門である監査部が、業務監査の一環として、コンプライアンス体制の構築・運用状況について、内部監査を実施する。

④ 法令上疑義のある行為その他のコンプライアンスに関する社内通報体制として、企業行動監理室及び社外委託先を窓口とする企業倫理通報制度を整備する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会、経営会議等の議事録、並びに稟議書、報告書その他取締役の職務執行に係る重要な書類については、「文書取扱規則」及び「情報セキュリティ規程」に基づき適切に保存及び管理する。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

① 当社グループのリスク管理体制を整備するために、リスク管理に係る規程を定める。

② 社長を委員長とする「コンプライアンス・リスク管理委員会」を設置し、リスク管理に関する体制、方針の決定、及び各部署のリスク管理体制についての評価、指導を行う。

③ 支店・事業部門及び本社の各部署にリスク管理責任者を配置し、各部署において自律的なリスク管理を行う。

④ 重要な投融資等に関わるリスクについては、専門委員会において、リスクの把握と対策の審議を行う。

⑤ 不測の事態が発生した場合には、社長を本部長とする「危機対策本部」を設置し、損害の拡大を防止しこれを最小限に止める体制を整える。

⑥ 業務執行部門から独立した内部監査部門である監査部が、リスク管理体制の構築・運用状況について、内部監査を実施する。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

① 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するために、取締役会を毎月１回開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催する。

② 取締役会から委嘱された業務執行のうち重要事項については、社長を議長とし毎週１回開催される経営会議において議論を行い、その審議を経て執行決定を行う。

③ 経営の健全性と効率性を高めるために「執行役員制度」を導入し、各執行役員の責任範囲を明確にする。

④ 当社及びグループ会社の目標値を年度目標として策定し、それに基づく業績管理を行い、毎月１回開催される「特別役員会議」において、達成状況の報告、評価を行う。

(5) 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

① グループ会社における業務の適正を確保するため、グループ会社全てに適用する行動指針として「鹿島グループ企業行動規範」を定めるほか、グループ各社でコンプライアンス・マニュアルの策定、企業倫理通報制度の整備、研修の実施等、当社に準じたコンプライアンス体制を構築、運用する。

② 経営管理については、「関係会社管理規程」に従い、グループ会社における重要事項の決定に関して当社への事前協議・報告を求めるほか、必要に応じ、当社の役員又は従業員をグループ会社の取締役又は監査役として派遣し、適切な監督・監査を行う。

③ グループ会社は、「関係会社管理規程」に従い、業績、財務状況その他重要な事項について、当社に都度報告する。

④ 当社グループのリスク管理に係る規程を定めるほか、グループ会社に対しては「関係会社管理規程」に基づき、当社のリスク管理体制に準じた自律的なリスク管理体制を構築、運用させるとともに、適切な報告を求める。

⑤ グループ会社は、当社からの要求内容が、法令上の疑義その他コンプライアンス上問題があると認めた場合には関連事業部（若しくは海外事業本部）に報告するほか、その従業員等は企業倫理通報制度により自社又は当社の窓口に通報することができる。

⑥ 監査部は必要に応じてグループ会社を監査する。

(6) 監査役の職務を補助すべき使用人に関する体制と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

① 監査役の職務を補助すべき組織として監査役室を設置し、所属する監査役補助者は監査役の指示に従いその職務を行う。

② 監査役室に所属する監査役補助者の人事異動、評価については、監査役と事前に協議する。

③ 監査役補助者は業務の執行に係る役職を兼務しない。

(7) 当社の取締役及び使用人、並びにグループ会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制並びに監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制等

① 当社の取締役及び使用人、並びにグループ会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者は、当社及びグループ会社の業務又は業績に影響を与える重要な事項について、監査役に都度報告する。前記に関わらず、監査役はいつでも必要に応じて、当社の取締役及び使用人並びにグループ会社の取締役、監査役及び使用人に対して報告を求めることができる。

② 当社は、前項の監査役への報告を行った者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社及びグループ会社の取締役、監査役及び使用人に周知徹底する。

③ 監査役は経営会議等の重要会議に出席することができる。

④ 監査役の職務執行について生じる費用又は債務は、請求のあった後、速やかに処理する。

⑤ 監査役の職務執行のための環境整備に努める。

(8) 財務報告に係る内部統制の整備、運用及び評価のための体制

当社グループにおける財務報告に係る内部統制を適正に整備、運用及び評価するために、「内部統制評価規程」を制定するほか、内部統制の有効性を評価、審議する機関として「財務報告に係る内部統制評価委員会」を設置する。

【運用状況の概要】

(1) コンプライアンスに関する体制

コンプライアンス意識の更なる向上と定着を図るため、当社グループの役員及び従業員を対象とした、ｅラーニングを用いた「鹿島グループ企業行動規範」に関する研修や、独占禁止法分野に精通した弁護士によるケーススタディを用いた本社・各支店での研修会等を実施し、その実施状況は「コンプライアンス・リスク管理委員会」及び「リスク管理連絡会議」に適宜報告、確認を行いました。加えて、重要な事案については「コンプライアンス・リスク管理委員会」を通じて取締役会に報告し、議論を行いました。

また、適正な受注活動の徹底を図り、二度と談合の疑いを受けないという決意の下、既存の遵守事項や手続きの見直しを行うとともに諸規則等の統合を図り、専門委員会である独占禁止法委員会の審議を経て、2018年８月の取締役会決議により「談合防止管理規程」を制定しました。同規程の趣旨・内容については、本社・各支店における前記研修会を通じ周知徹底するとともに、弁護士・法務部・監査部による社内の監査・モニタリングにより、運用状況を確認しております。

その他、消費者庁が2016年12月に改正した「公益通報者保護法を踏まえた内部通報制度の整備・運用に関する民間事業者向けガイドライン」の趣旨を踏まえ、2019年４月１日付で企業倫理通報制度を改正し、利用者の範囲を拡充するとともに、社外通報窓口を増やすなど新たな取り組みを行うこととしました。また、社内規程では、通報者への不利益取扱い禁止や秘密の保持をはじめ、各担当者の役割や責務等について、より明確に定め運用面の充実を図りました。併せて、利用案内のための改訂版リーフレットを、当社グループの役員及び従業員に配付しました。

(2) リスク管理に関する体制

当社グループのリスク管理体制の運用状況の把握、評価を行うとともに、リスク管理の方針及び重大リスク事案への対応等について審議する「コンプライアンス・リスク管理委員会」を６回開催し、その結果並びに2018年度に顕在化した重大リスクと対応状況、2019年度のリスク管理重点課題等を取締役会に報告しました。

また、本社のリスク所管部署の担当者が定期的に集まり、当社グループに関するリスク顕在化事案や法令改正、社会動向、他社での事例、さらにはリスクマネジメントやリスクコミュニケーションの手法などの情報を報告・共有する「リスク管理連絡会議」を23回開催し、重要な情報については適宜「コンプライアンス・リスク管理委員会」、取締役会に報告しました。

なお、顕在化したリスク事案については、「コンプライアンス・リスク管理委員会への報告基準」を定め、同委員会の事務局が当社グループのリスク情報を一元管理し、対応状況を継続的にフォローする運用を開始しました。

(3) 財務報告に係る内部統制に関する体制

当社グループの財務報告に係る内部統制の有効性を評価、審議する「財務報告に係る内部統制評価委員会」を開催し、その結果を取締役会に報告しました。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われるための体制

取締役会を14回開催し、経営の基本方針、その他経営に係る重要事項等に関する審議・決定を行うとともに、業務の執行状況に関する監督、経営計画の進捗状況の確認を行いました。また、取締役会の定める経営の基本方針に基づき、取締役会の付議事項を除く経営全般の重要事項を審議決定する経営会議を36回開催したほか、特別役員会議を11回開催し、取締役会及び経営会議での決議・報告事項を全執行役員等に周知するとともに、業務執行状況の報告・評価等を行いました。

(5) グループ経営管理に関する体制

「関係会社管理規程」に則り、グループ会社の重要事項の決定及び業績、財務状況等を管理しております。また、必要に応じ、当社の役員又は従業員をグループ会社の取締役又は監査役として派遣しております。

(6) 監査役への報告、並びに監査役の監査が実効的に行われるための体制

監査役は取締役会に出席するほか、経営会議等の重要会議に出席するとともに、重要な文書を閲覧し、更に会計監査人、内部監査部門、本支店各部署及びグループ会社から定期及び適宜に業務現況等の報告を受けております。

また、監査役会及び監査役の円滑な監査遂行のため、監査役室に専従の従業員を４名配置しております。

(7) 内部監査に関する体制

業務執行部門から独立した監査部が、会計及び業務活動に関する適正性並びに財務報告に係る内部統制の有効性等について、グループ会社を含めて監査を実施しました。

連結貸借対照表

（2019年３月31日現在）

（単位：百万円）

資産の部		負債の部	
流動資産	**1,322,397**	**流動負債**	**1,062,323**
現金預金	322,658	支払手形・工事未払金等	530,420
受取手形・完成工事未収入金等	701,965	短期借入金	104,913
有価証券	422	コマーシャル・ペーパー	35,000
営業投資有価証券	12,383	未払法人税等	17,665
販売用不動産	68,136	未成工事受入金	146,075
未成工事支出金	52,050	開発事業等受入金	13,833
開発事業支出金	46,940	完成工事補償引当金	12,680
その他のたな卸資産	21,523	工事損失引当金	12,852
その他	97,158	役員賞与引当金	111
貸倒引当金	△ 841	独占禁止法関連損失引当金	8,702
固定資産	**768,778**	その他	180,068
有形固定資産	**331,699**	**固定負債**	**271,928**
建物・構築物	122,349	社債	40,000
機械・運搬具・工具器具備品	16,943	長期借入金	118,789
土地	178,077	繰延税金負債	1,963
建設仮勘定	11,753	再評価に係る繰延税金負債	20,694
その他	2,575	退職給付に係る負債	60,191
無形固定資産	**11,661**	持分法適用に伴う負債	1,205
投資その他の資産	**425,416**	その他	29,085
投資有価証券	326,255	**負債合計**	**1,334,251**
長期貸付金	48,938	**純資産の部**	
退職給付に係る資産	667	**株主資本**	**625,167**
繰延税金資産	4,022	資本金	81,447
その他	49,239	資本剰余金	43,267
貸倒引当金	△ 3,705	利益剰余金	507,094
		自己株式	△ 6,641
		その他の包括利益累計額	**128,110**
		その他有価証券評価差額金	111,417
		繰延ヘッジ損益	△ 371
		土地再評価差額金	18,618
		為替換算調整勘定	249
		退職給付に係る調整累計額	△ 1,802
		非支配株主持分	**3,646**
		純資産合計	**756,924**
資産合計	**2,091,175**	**負債純資産合計**	**2,091,175**

連結損益計算書

（2018年4月1日から2019年3月31日まで）

（単位：百万円）

売上高		
完成工事高	1,776,346	
開発事業等売上高	197,923	**1,974,269**
売上原価		
完成工事原価	1,559,913	
開発事業等売上原価	163,184	**1,723,098**
売上総利益		
完成工事総利益	216,432	
開発事業等総利益	34,738	**251,171**
販売費及び一般管理費		**108,548**
営業利益		**142,622**
営業外収益		
受取利息及び配当金	9,955	
持分法による投資利益	3,179	
開発事業出資利益	6,920	
貸倒引当金戻入額	3,122	
その他	3,373	**26,552**
営業外費用		
支払利息	3,432	
匿名組合投資損失	767	
その他	2,073	**6,273**
経常利益		**162,901**
特別利益		**4,628**
特別損失		
独占禁止法関連損失引当金繰入額	8,702	
その他	1,353	**10,055**
税金等調整前当期純利益		**157,474**
法人税、住民税及び事業税	39,412	
法人税等調整額	7,883	47,296
当期純利益		**110,178**
非支配株主に帰属する当期純利益		339
親会社株主に帰属する当期純利益		**109,839**

連結株主資本等変動計算書

（2018年４月１日から2019年３月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	**81,447**	**45,304**	**424,194**	**△ 6,567**	**544,378**
在外関係会社の会計基準の改正等に伴う累積的影響額					
会計方針の変更を反映した当期首残高	**81,447**	**45,304**	**424,194**	**△ 6,567**	**544,378**
当期変動額					
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動		△ 2,036			△ 2,036
剰余金の配当			△ 26,984		△ 26,984
親会社株主に帰属する当期純利益			109,839		109,839
自己株式の取得				△ 30	△ 30
持分法適用会社に対する持分変動に伴う自己株式の増減				△ 43	△ 43
土地再評価差額金の取崩			45		45
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	**—**	**△ 2,036**	**82,899**	**△ 74**	**80,788**
当期末残高	**81,447**	**43,267**	**507,094**	**△ 6,641**	**625,167**

	その他の包括利益累計額						非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	**97,468**	**△ 223**	**18,663**	**7,224**	**△ 1,491**	**121,642**	**3,774**	**669,795**
在外関係会社の会計基準の改正等に伴う累積的影響額	3,859					3,859		3,859
会計方針の変更を反映した当期首残高	**101,327**	**△ 223**	**18,663**	**7,224**	**△ 1,491**	**125,501**	**3,774**	**673,654**
当期変動額								
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動								△ 2,036
剰余金の配当								△ 26,984
親会社株主に帰属する当期純利益								109,839
自己株式の取得								△ 30
持分法適用会社に対する持分変動に伴う自己株式の増減								△ 43
土地再評価差額金の取崩			△ 45			△ 45		—
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	10,089	△ 148		△ 6,975	△ 311	2,653	△ 128	2,525
当期変動額合計	**10,089**	**△ 148**	**△ 45**	**△ 6,975**	**△ 311**	**2,608**	**△ 128**	**83,269**
当期末残高	**111,417**	**△ 371**	**18,618**	**249**	**△ 1,802**	**128,110**	**3,646**	**756,924**

貸借対照表

（2019年３月31日現在）

（単位：百万円）

資産の部		負債の部	
流動資産	**912,745**	**流動負債**	**773,910**
現金預金	187,540	支払手形	728
受取手形	22,912	工事未払金	369,264
電子記録債権	11,223	短期借入金	45,444
完成工事未収入金	503,690	コマーシャル・ペーパー	35,000
有価証券	289	リース債務	431
営業投資有価証券	12,383	未払法人税等	13,649
販売用不動産	27,400	未成工事受入金	113,223
未成工事支出金	26,754	開発事業等受入金	11,419
開発事業等支出金	46,833	預り金	104,888
その他	73,784	完成工事補償引当金	11,199
貸倒引当金	△67	工事損失引当金	12,820
固定資産	**634,235**	その他	55,841
有形固定資産	**205,056**	**固定負債**	**227,650**
建物・構築物	57,910	社債	40,000
機械・運搬具	1,171	長期借入金	82,658
工具器具・備品	1,365	リース債務	1,071
土地	138,134	繰延税金負債	6,437
リース資産	1,399	再評価に係る繰延税金負債	19,815
建設仮勘定	4,668	退職給付引当金	51,579
その他	406	関係会社事業損失引当金	213
無形固定資産	**5,491**	その他	25,875
投資その他の資産	**423,687**	**負債合計**	**1,001,560**
投資有価証券	273,149	**純資産の部**	
関係会社株式・出資金	112,643	**株主資本**	**421,995**
その他の関係会社有価証券	9,318	資本金	81,447
長期貸付金	18,034	資本剰余金	45,378
破産更生債権等	168	資本準備金	20,485
長期前払費用	2,176	その他資本剰余金	24,893
その他	14,418	利益剰余金	301,236
貸倒引当金	△6,221	その他利益剰余金	301,236
		特別償却準備金	198
		固定資産圧縮積立金	8,609
		別途積立金	179,997
		繰越利益剰余金	112,431
		自己株式	△6,066
		評価・換算差額等	**123,425**
		その他有価証券評価差額金	106,330
		繰延ヘッジ損益	△95
		土地再評価差額金	17,190
		純資産合計	**545,421**
資産合計	**1,546,981**	**負債純資産合計**	**1,546,981**

損　益　計　算　書

（2018年４月１日から2019年３月31日まで）

（単位：百万円）

売上高		
完成工事高	1,229,158	
開発事業等売上高	51,207	**1,280,366**
売上原価		
完成工事原価	1,055,563	
開発事業等売上原価	43,518	**1,099,081**
売上総利益		
完成工事総利益	173,595	
開発事業等総利益	7,689	**181,284**
販売費及び一般管理費		**60,992**
営業利益		**120,291**
営業外収益		
受取利息及び配当金	10,564	
貸倒引当金戻入額	3,271	
その他	2,368	**16,205**
営業外費用		
支払利息	1,836	
匿名組合投資損失	767	
その他	1,389	**3,992**
経常利益		**132,504**
特別利益		**3,934**
特別損失		**1,156**
税引前当期純利益		**135,282**
法人税、住民税及び事業税	28,533	
法人税等調整額	9,670	38,203
当期純利益		**97,078**

株主資本等変動計算書

（2018年４月１日から2019年３月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本								
	資本金	資本剰余金		利益剰余金				自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	その他利益剰余金			繰越利益剰余金		
				特別償却準備金	固定資産圧縮積立金	別途積立金			
当期首残高	81,447	20,485	24,893	280	10,162	106,997	112,983	△ 6,036	351,213
会計方針の変更による累積的影響額							722		722
会計方針の変更を反映した当期首残高	81,447	20,485	24,893	280	10,162	106,997	113,706	△ 6,036	351,936
当期変動額									
剰余金の配当							△ 27,033		△ 27,033
別途積立金の積立						73,000	△ 73,000		―
特別償却準備金の取崩				△ 81			81		―
固定資産圧縮積立金の積立					63		△ 63		―
固定資産圧縮積立金の取崩					△ 1,616		1,616		―
当期純利益							97,078		97,078
自己株式の取得								△ 30	△ 30
土地再評価差額金の取崩							45		45
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）									
当期変動額合計	―	―	―	△ 81	△ 1,552	73,000	△ 1,274	△ 30	70,059
当期末残高	81,447	20,485	24,893	198	8,609	179,997	112,431	△ 6,066	421,995

	評価・換算差額等				純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	96,542	△ 120	17,235	113,657	464,870
会計方針の変更による累積的影響額					722
会計方針の変更を反映した当期首残高	96,542	△ 120	17,235	113,657	465,593
当期変動額					
剰余金の配当					△ 27,033
別途積立金の積立					―
特別償却準備金の取崩					―
固定資産圧縮積立金の積立					―
固定資産圧縮積立金の取崩					―
当期純利益					97,078
自己株式の取得					△ 30
土地再評価差額金の取崩			△ 45	△ 45	―
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	9,788	24		9,813	9,813
当期変動額合計	9,788	24	△ 45	9,767	79,827
当期末残高	106,330	△ 95	17,190	123,425	545,421

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

2019年５月10日

鹿島建設株式会社
取締役会御中

有限責任監査法人　トーマツ
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　西松真人　㊞
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　鈴木登樹男　㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、鹿島建設株式会社の2018年４月１日から2019年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、鹿島建設株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

2019年５月10日

鹿島建設株式会社
取締役会御中

有限責任監査法人　トーマツ
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　西松真人　㊞
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　鈴木登樹男　㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、鹿島建設株式会社の2018年４月１日から2019年３月31日までの第122期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告書　謄本

監　査　報　告　書

当監査役会は、2018年４月１日から2019年３月31日までの第122期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の構築及び運用の状況について、監視及び検証いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任監査法人トーマツから当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

今後とも、当社グループの独占禁止法の遵守を含むコンプライアンス体制の一層の整備と活動の推進等に向けた取り組みについて、確認してまいります。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年５月14日

鹿島建設株式会社　監査役会

常勤監査役	中 谷 俊 信 ㊞
常勤監査役	深 田 浩 司 ㊞
常勤監査役（社外監査役）	中 川 雅 博 ㊞
監　査　役（社外監査役）	須藤 秀一郎 ㊞
監　査　役（社外監査役）	町 田 幸 雄 ㊞

以　上

（ご参考）

当社グループの主な完成工事

■日本橋髙島屋三井ビルディング・日本橋髙島屋S.C.新館（東京都）

上層部にオフィス、低層部には日本橋髙島屋S.C.新館を配し、隣接する日本橋髙島屋本館との間に大屋根が設置されたガレリア空間は、地域のシンボルとなっています。

■仙台オープン病院 救急センター棟（仙台市）

東日本大震災の経験を設計に反映した今回の新救急センター棟整備により、全ての建物が免震構造の災害拠点病院となりました。

■ラグーナベイコート倶楽部 ホテル＆スパリゾート（愛知県）

リゾートトラスト㈱が展開する都市型完全会員制リゾートホテル「ベイコート倶楽部」ブランドの日本で３番目となる施設です。

■中外製薬工業 浮間工場（東京都）

中外製薬工業㈱の少量多品種に対応した後期開発用治験薬及び初期商業用のバイオ抗体原薬生産プラントです。

■東京外環自動車道 市川国分地区（千葉県）

首都圏の「３環状９放射ネットワーク」を形成する東京外かく環状道路の千葉区間が2018年６月に開通しました。

■阪神高速道路 大和川線（堺市）

大阪都心部の慢性的な渋滞を緩和するだけでなく、2025年の大阪万博では、メイン会場へのアクセスにもなります。

■鶴田ダム再開発既設減勢工改造（鹿児島県）

さつま町において、2007年度から着手した鶴田ダム再開発事業により、洪水期における最大洪水調節容量を約1.3倍（9,800万㎥）に増やしました。

■国立伝染病センター（シンガポール）

シンガポール政府がノベナ地区を医療都市として開発する「ノベナ・ヘルスシティ構想」の中核施設です。

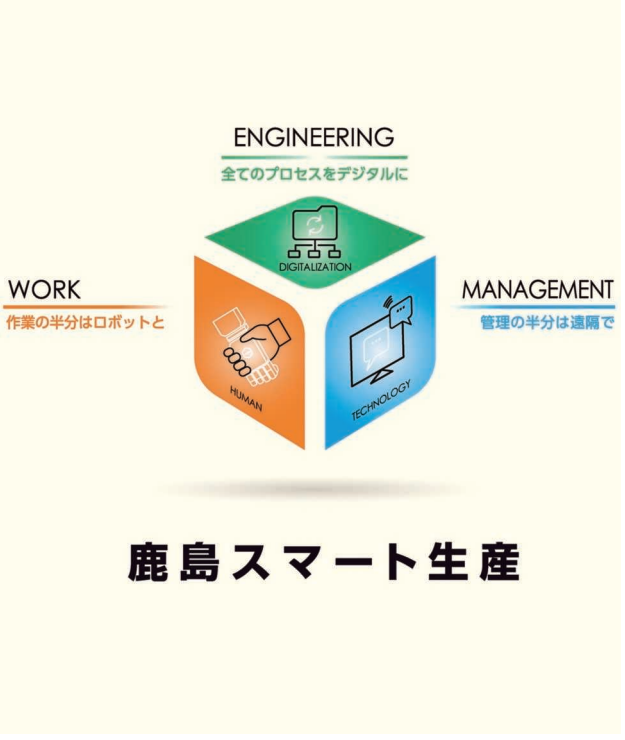

「鹿島スマート生産ビジョン」のコンセプト図

鉄骨溶接ロボットによる梁上向き溶接

耐火被覆吹付ロボット

建築の生産プロセスを変革する「鹿島スマート生産ビジョン」を策定

当社は、建設就業者不足への対応や、働き方改革の実現に向けて、建築工事に関わるあらゆる生産プロセスの変革を推進し、生産性向上を目指す「鹿島スマート生産ビジョン」を策定しました。コアコンセプトは、①人と機械の協働により生産性向上を図る「作業の半分はロボットと」②現物確認と遠隔管理の組み合わせで、現場管理者の働き方改革を図る「管理の半分は遠隔で」③ＢＩＭを基軸に、あらゆるプロセスをデジタル化し生産性の向上を図る「全てのプロセスをデジタルに」の３つです。ＩＣＴを活用したロボット技術の開発と現場管理手法の革新を進め、2025年を目標に、より魅力的な建築生産プロセスの実現を目指してまいります。

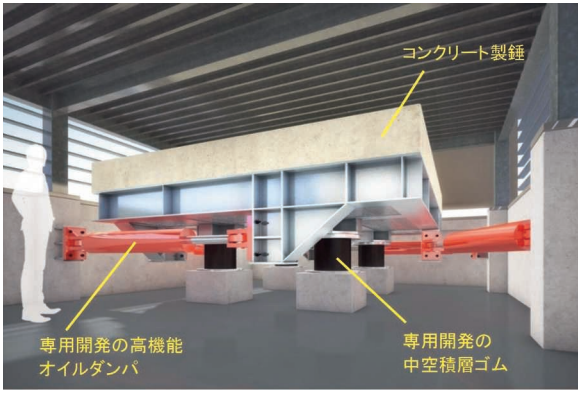

D³SKY®-cの構成イメージ

日本初の超大型制震装置TMD「D³SKY®」（ディースカイ）の拡張版を開発

当社が開発した超大型TMD「D³SKY®」は、屋上に設置するだけで既存超高層建物の長周期地震動対策が可能な制震技術です。このたび中低層建物用の「D³SKY®-c」と、鉄筋コンクリート造構造物に適用可能な「D³SKY®-RC」を新たに開発し、これまでTMDの実績がなかった建物についても耐震安全性・安心感の向上が可能となりました。

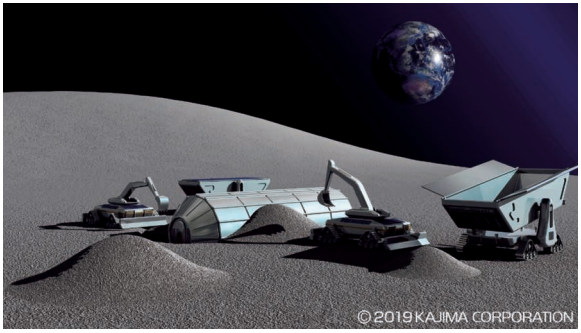

月での無人による有人拠点建設のイメージ

国立研究開発法人宇宙研究開発機構（JAXA）との共同研究成果

月や火星での有人探査で計画されている拠点建設の実現に、当社の次世代建設生産システム「A⁴CSEL®（クワッドアクセル）」の技術が期待され、ＪＡＸＡと共同研究を進めてきました。当社・西湘実験フィールドにおいて小型の自動化建設機械を用いた実験の結果、無人での拠点建設の実現可能性を見出すことができました。今回の成果をもとに、更なる研究開発を進めてまいります。

トピックス

鍬入れ式の様子

完成イメージ

「羽田空港跡地第１ゾーン整備事業（第一期事業）」が起工

当社など９社が出資する「羽田みらい開発㈱」が推進する「羽田空港跡地第１ゾーン整備事業（第一期事業）」の起工式が2018年10月31日に執り行われました。このプロジェクトは大田区が日本のものづくり技術や各地域の魅力を発信する「新産業創造・発信拠点」の形成を目指して公募した官民連携事業で、グランドオープンは2022年を予定しています。

女川中心街（2019年３月撮影）

走り続けるフロントランナー　おながわまちづくりJV

東日本大震災で津波に襲われた宮城県牡鹿郡女川町。震災復興事業では、被災地で初となるコンストラクション・マネジメント（CM）方式を導入し、当社を代表者とする共同企業体（JV）が調査・測量・設計・施工業務を一括で進めました。他地区の復興まちづくりのモデルとなった「女川町震災復興事業」は2019年３月に概成し、復興まちづくりの大きな節目を迎えました。

蓬莱社（1873年）

矢嶽隧道（1909年）

霞が関ビルディング（1968年）

技術研究所（1949年）

現在の技術研究所（研究棟）

創業180年を迎えて

2019年、当社は創業180年を迎えました。初代・鹿島岩吉が1840（天保11）年に江戸中橋正木町に町方大工として店を構えて以来、その時々の時代の先駆的なプロジェクトを手掛け、「洋館の鹿島」「鉄道の鹿島」「超高層の鹿島」「原子力の鹿島」などと称されてきました。1949年には将来の技術競争を見越し、「技術の鹿島」の礎となる建設業界初の技術研究所を設立。1991年には事業の多角化と国際化に向けた長期ビジョンを策定し、建設に加え、設計、エンジニアリング、開発事業などをグローバルに展開する企業グループへと進化、米国に加えアジア、欧州にも拠点を置き、四極体制を作り上げました。これからも当社の伝統となった「進取の精神」を受け継ぎ、社業を通じて社会に貢献してまいります。

ESG（環境・社会・ガバナンス）への取り組み

主任研究員による講義の様子

地域の小学生とアマモの苗づくり

技術研究所葉山水域環境実験場（神奈川県葉山町）では、2005年よりアマモ場の再生に取り組んでいます。地域の一色小学校では当社の社員がアマモ苗の育成技術や海辺の環境について講義を行い、子どもたちが苗づくりをする活動が13年間続いています。当社はこれからも次世代を担う子どもたちに環境や生き物の大切さを伝える社会貢献活動を展開してまいります。

学生たちによる現場見学の様子

京都女子大学の図書館建築体験プログラムがグッドデザイン賞を受賞

学校法人京都女子学園が実施した体験型学習プログラム「京都女子大学図書館建築キャンパスプロジェクト」が2018年のグッドデザイン賞を受賞しました。当プロジェクトは建物の建設過程を学生の学び・体験の場として活用する当社オリジナルの取り組みであり、約２年にわたる活動に参加した学生たちの学習意欲や就業意識の向上に寄与しました。

株主メモ

事業年度	毎年４月１日から翌年３月31日まで
定時株主総会	６月
期末配当金受領株主確定日	３月31日
中間配当金受領株主確定日	９月30日
単元株式数	100株（2018年10月１日付で1,000株から100株に変更）
公告の方法	電子公告 公告掲載URL (https://www.kajima.co.jp/)
株主名簿管理人及び特別口座の口座管理機関	東京都千代田区丸の内一丁目４番１号 三井住友信託銀行株式会社
郵便物送付先	〒168-0063　東京都杉並区和泉二丁目８番４号 三井住友信託銀行株式会社　証券代行部
(電話照会先)	0120-782-031

株式に関する住所変更等のお届出及びご照会について

【証券会社で口座を開設されている株主様】
　口座を開設されている証券会社にご連絡ください。
【証券会社で口座を開設されていない株主様(特別口座の株主様)】
　特別口座の口座管理機関（三井住友信託銀行株式会社）にご連絡ください。

※未払配当金のお支払いにつきましては、どちらの株主様も株主名簿管理人（三井住友信託銀行株式会社）が承ります。

単元未満株式の買取手数料	単元株式数当たりの売買委託手数料相当額を買い取った単元未満株式数で按分した額及びこれにかかる消費税額等の合計額
上場金融商品取引所	東京証券取引所･名古屋証券取引所

株式に関する『マイナンバー制度』のご案内

　市区町村から通知されたマイナンバーは株式の税務関係のお手続きでも必要となります。
　このため、株主様から、口座を開設されている証券会社または特別口座の口座管理機関（三井住友信託銀行株式会社）にお届出いただく必要があります。

●株式関係業務におけるマイナンバーの利用
　法令に定められたとおり、支払調書には株主様のマイナンバーを記載し、税務署へ提出いたします。
　主な支払調書
　・配当金に関する支払調書
　・単元未満株式の買取請求など株式の譲渡取引に関する支払調書

特別口座で株式を保有されている株主様へ

　2009年の株券電子化移行時に株式会社証券保管振替機構へ預託されていなかった株式につきましては、当社が開設した「特別口座」で管理されております。特別口座の株式は証券市場で自由に売買することができないため、対象の株主様には以下のお手続きをご案内いたします。

■口座振替
　特別口座に株式をお持ちの株主様が単元株式（100株単位）のお取り引きをされる場合は、特別口座と同一名義で開設された証券会社の口座へ株式を振り替えていただく必要がありますので、特別口座の口座管理機関（三井住友信託銀行株式会社）へお問い合わせください。
　証券会社に口座をお持ちでない株主様は、事前に口座をご開設ください。口座の開設手続き等につきましては、お取り引き予定の証券会社にお問い合わせください。

■単元未満株式の買取請求
　100株に満たない株式（単元未満株式）につきましては、株主様は当社に対して買取請求（売却）する制度をご利用いただけます。買取請求される場合は上記の口座振替の必要がなく、証券会社に口座をお持ちでない株主様でも売却が可能です。
　なお、お持ちの株式のうち単元株式につきましては、当社への買取請求はできず、お取り引きをされる場合は上記の口座振替が必要となります。

※買取価格は買取請求に必要な書類が三井住友信託銀行株式会社証券代行部に到着した日の東京証券取引所における最終売買価格となります。
※買取手数料として、単元株式数当たりの売買委託手数料相当額を買い取った単元未満株式数で按分した額及びこれにかかる消費税額等の合計額をご負担いただきます。

定時株主総会会場ご案内図

会　　場　**ホテル イースト21東京 1階 イースト21ホール**
東京都江東区東陽六丁目３番３号
電話：03－5683－5683

開催日時　2019年６月25日（火曜日）午前10時

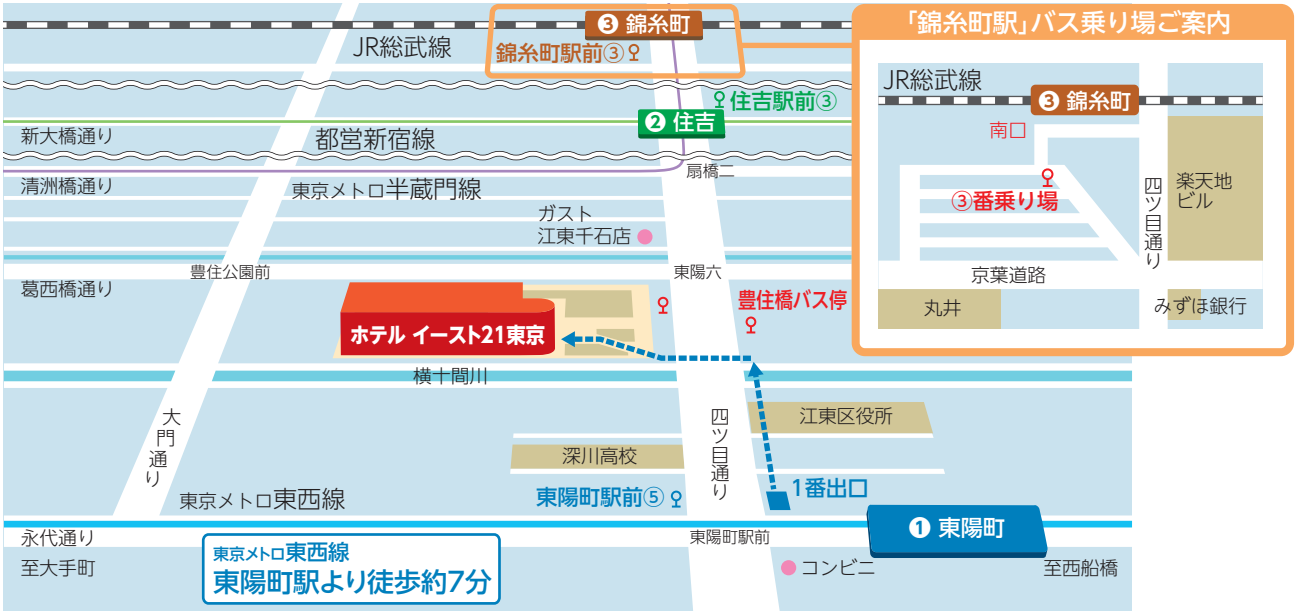

最寄り駅のご案内

地下鉄	○ 東京メトロ東西線	「東陽町駅」１番出口（大手町寄り）右手へ徒歩約７分（約500m） （ご参考）東陽町駅前⑤番乗り場より都営バスで約３分 門21系統／東大島駅前行き：「豊住橋バス停」下車 東22・錦22系統／錦糸町駅前行き：「豊住橋バス停」下車
地下鉄	○ 都営新宿線 ○ 東京メトロ半蔵門線	「住吉駅」A3出口　住吉駅前③番乗り場より都営バスで約10分 東22系統／東陽町駅前・東京駅丸の内北口行き：「豊住橋バス停」下車
JR	総武線	「錦糸町駅」南口　錦糸町駅前③番乗り場より都営バスで約15分 東22系統／東陽町駅前・東京駅丸の内北口行き：「豊住橋バス停」下車

FSC www.fsc.org ミックス 責任ある木質資源を使用した紙 FSC® C022915
VEGETABLE OIL INK
UD FONT